

90. 健康・福祉

(2025年7月28日発表版)

- 00 基本認識
- 01 地域共生・地域福祉 ～地域で支え合う共生の体制整備～
- 02 健康長寿・生きがい・安心 ～すべての人の健康増進と生きがい・安心感～
- 03 障がい者共生・障がい福祉 ～障がい者の多様な暮らしを支えるきめ細かい支援体制の構築～
- 04 健康な暮らしづくり ～生涯を通じた心身の健康づくり～
- 05 地域医療 ～地域医療・健康危機管理への対応～

00 基本認識

1 基本認識(健康・福祉分野)

- ▼健康・福祉は市民一人ひとりの幸せや生活の質に直結するもの。
- ▼「誰もが健やかに生きがいをもって、安心して暮らせるまち」を目指す。
- ▼一人ひとりの環境・状況は、人それぞれ異なるため、それらに対応できる多種多様できめ細かな取組が必要。
- ▼支援サービスの提供においては、1対1の対応が必要なものが多いため、人手がかかる。
- ▼行政負担力と人員には限りがある中、現在の社会の変化を直視し、将来の変化を予測し、これまでの延長線上のサービスで良しとせず、サービス提供体制を常に見直していくことが必要。
- ▼健康・福祉分野においても、行政により社会課題を解決するのではなく、「社会の大きな力」×「世界の大きな知」の活用が重要。
- ▼健康・福祉分野においては、発症予防や重症化予防を強化し、生活の質の低下を未然に防ぐ取組を強化する。

目指す未来像 誰もが健やかに生きがいをもって、安心して暮らせるまち

課題の整理

① 地域共生・地域福祉 ～地域で支え合う共生の体制整備～

- ▼社会的孤立や支援の狭間の課題の顕在化、ダブルケアや8050問題など支援ニーズの複雑化・複合化
- ▼福祉の専門支援につながる手前で福祉に関する困りごとを抱えている方の相談支援や居場所づくり
- ▼地域を支える担い手である民生委員の高齢化や担い手不足
- ▼災害発生時に自ら避難することが困難な要支援者への対応

② 健康長寿・生きがい・安心 ～すべての人の健康増進と生きがい・安心感～

- ▼高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って暮らすことができる環境の整備
- ▼魅力的・効果的な介護予防プログラムの提供
- ▼対応の必要な認知症高齢者の増加抑制
- ▼将来にわたって持続可能な介護・高齢者福祉サービスの提供
- ▼高齢者・手帳を持たない障がい者・就職氷河期世代などに対する就労支援体制の整備
- ▼終活支援を含めた高齢期の安心を支える包括的な支援体制の整備

③ 障がい者共生・障がい福祉 ～障がい者の多様な暮らしを支えるきめ細かい支援体制の構築～

- ▼住み慣れた地域で安心して生活するための支援体制の構築
- ▼福祉サービスの利用から一般就労へのスムーズな移行
- ▼障がいの理解促進

(前ページの続き)

④ 健康な暮らしづくり ～生涯を通じた心身の健康づくり～

- ▼生活習慣病予防を目的とした各種健診の受診率の向上
- ▼糖尿病の重症化予防に向けた医科歯科連携システムの構築
- ▼多角的な食育事業展開による食を通じた健康づくり
- ▼大学などの研究機関やサービス提供事業者との連携を通じたデータに基づいた生活習慣病予防対策

⑤ 地域医療 ～地域医療・健康危機管理への対応～

- ▼休日・夜間対応などを含む救急医療体制の維持
- ▼市立清水病院の経営改善及び市立静岡病院の再整備
- ▼山間地における医療体制整備
- ▼災害や感染症発生時における健康危機管理体制の整備

0-2 基本認識(健康・福祉分野)

●「誰もが健やかに生きがいをもって、安心して暮らせるまち」を実現するため、「地域福祉基本計画」、「健康爛漫計画」、「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」など、関係する各計画の整合を図り、健康・医療・福祉を一体に捉え、相互に連携しながら横断的に施策を進めている。

第4次総合計画

地域福祉基本計画 (2023年度～2030年度)	誰もが住み慣れた地域で助け合いながら、安心して自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現を目指す。
健康爛漫計画 (2024年度～2035年度)	「生涯を通じて、生きがいを持ち、健康な人が満ちあふれ、次世代にも笑顔が続くまち」を掲げ、誰一人取り残さない市民の健康づくりを推進する。
食育推進計画 (2024年度～2030年度)	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる。
歯と口腔の健康づくり推進計画 (2021年度～2026年度)	歯と口を健康な状態に保つことにより、いつまでも生き活きと元気に暮らせるよう取り組む。
保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画 (2024年度～2029年度)	特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る。
障がい者共生のまちづくり計画 (2024年度～2030年度)	「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定し、障がいのある人の支援体制の拡充を図る。
健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画 ＜高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画＞ (2023年度～2030年度)	市民が、健康で人生を楽しむことができ、住み慣れた地域で、生きがいをもって、自分らしく暮らすことができるまちを実現する。
がん対策推進計画 (2021年度～2026年度)	がんに対する意識を高め行動することで、がんと向き合い、がん患者とその家族の心に寄り添うことができ、がんにかかったとしても、自分らしく生きることができる社会の実現を目指す。

01 地域共生・地域福祉

～地域で支え合う共生の体制整備～

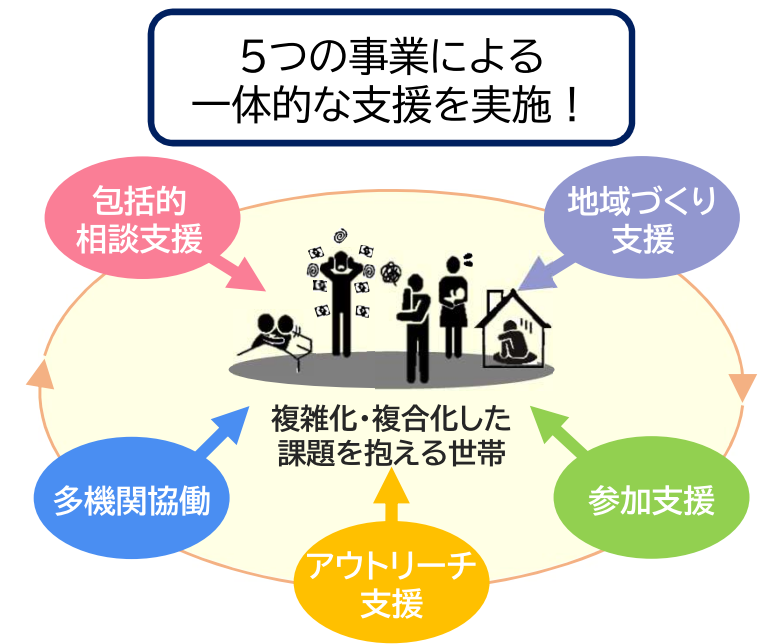
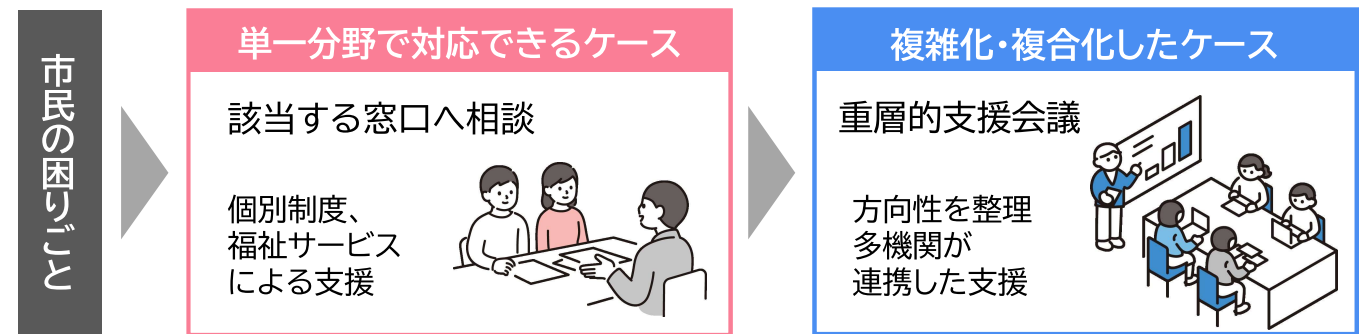
- 1 重層的支援体制整備
- 2 相談支援機能・居場所機能に関する新たな取組
- 3 民生委員・児童委員
- 4 避難行動要支援者避難支援
- 5 動物愛護センター再整備

1-1-1 重層的支援体制整備

●複雑化・複合化した問題に対して、高齢・障害・こども・困窮の各分野における支援を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備する。

重層的支援体制整備事業

- ▼8050問題、社会的孤立、育児と介護のダブルケアなど、従来の福祉制度のみでは対応が困難な問題が増加している。
- ▼単独の相談支援機関での対応が困難な事例に対して、多機関が参加し、支援の方向性を整理する「重層的支援会議」を開催し、複雑な問題の解きほぐしを図る。
- ▼問題を抱えながらも支援の手が届かない人に対して、まずは関係づくりを目指す「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を行い、社会から孤立している人に対しては、何らかの社会活動につなぐための「参加支援」を実施する。
- ▼地域活動や各種福祉サービス等の利用を通じて、住民一人ひとりが生きがいを持って生活できる地域社会の実現を目指す。



- 包括的相談支援事業**
様々な相談を受け止め、自ら対応又は必要な機関につなぐ
- 地域づくり事業**
住民が交流できる多様な場や居場所を整備する
- 多機関協働事業**
複雑化・複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議を開催する

【取組の効果】

- ▼2023年4月～2025年3月にかけて、20件の困難事例に対して、43回の会議を開催し、うち2件の困難な状況を解消。他の事例についても、多機関による支援を継続中。
- ▼重層的支援会議の開催や個別事例への支援を通じて、福祉分野のみでなく、教育分野や医療分野など、様々な機関との連携体制構築につながっている。

1-1-2 重層的支援体制整備

重層的支援会議等の開催状況（2023年4月～2025年3月）

	対応事例数		会議開催数	終結件数
	重層的支援会議	支援会議		
葵区	1件	2件	4回	-
駿河区(※)	7件	5件	28回	2件
清水区	2件	3件	11回	-
合計	10件	10件	43回	2件

(※)駿河区は、2023年度にモデル事業を実施

重層的支援会議 ➡ 支援機関間での情報共有に、対象者本人又は世帯員からの同意が得られた事例
支援会議 ➡ 情報共有の同意が得られていない事例
(社会福祉法にて、守秘義務を課すことで同意が得られていない場合でも会議の開催が可能とされている。)

アウトリーチ支援及び参加支援 対応状況（2024年4月～2025年3月）

	対象件数	対応回数
葵区	2件	176回
駿河区	6件	132回
清水区	4件	506回
合計	12件	814回

アウトリーチ支援及び参加支援はすべての事例に対して行うものではなく、重層的支援会議等で定めた支援の方向性によって、介入の必要性を判断する。

2-1-1 相談支援機能・居場所機能に関する新たな取組

- 福祉の専門支援につながる手前で、福祉に関する困り事を抱えている方等が利用する相談支援・居場所について、市民の利便性向上や、民間との共創による効果的な支援の提供を念頭に置きつつ、機能強化を図る必要がある。

問題の所在

【相談支援】

- ▼困り事を抱えている市民にとって、相談先が分かりにくい(特に8050問題、ダブルケアといった複合課題を抱えている場合など)。また、支援者側の連携がうまく進まず、専門支援がスムーズに開始できていないケースがある。
- ▼高齢、障害、こども等、福祉の各分野の相談件数が、総じて増加。複合課題を抱える方からの相談も増えており、行政や各事業者間の連携強化等により、相談への対応能力を向上させる必要がある。
- ▼成果に連動した事業費配分の導入などにより、効果的な相談支援を行った委託先事業者を適切に評価し、モラルハザードの発生を防ぐ仕組みを検討する必要がある。

【居場所】

- ▼行政が提供する居場所で、利用が減少しているものがある。
- ▼民間の取組を参考に、ニーズに応じ、分野にとらわれない多世代の居場所を設ける余地がある。

【共通】

- ▼相談支援機能も居場所機能も、分野別に考えているだけでは、必要な人材の確保・予算の充実に限界が生じる。根底から見直して、どう効果的に支援を行っていくか考える必要がある。

2-1-2 相談支援機能・居場所機能に関する新たな取組

具体的な現状・課題の分析

▼福祉分野(高齢・障害・こども等)において、不特定の方が利用する相談支援機能・居場所機能を担う施設(16種95か所)の全体的な状況を分析。

(※) 具体的には、福祉の専門支援につながる手前で、福祉に関する困り事を抱えている方が利用する／各分野の支給認定等の有無を問わず利用できる施設が分析の対象。

(ただし、介護サービス、障害福祉サービス等の法定給付により運営される施設や、医療的ケア等、特定の個別専門支援を行う施設を除く)

【居場所機能】

▼老人福祉センターの一部では、現利用者の理解を得つつ、定期的に多世代交流の機会を設けている。

▼子育て支援センターや児童館は利用者多数で推移。現時点で、整理統合や多世代化の余地は見出しにくい。

▼精神障害者地域活動支援センターは、居場所としての利用者が減少している。

▼地域には、ニーズに合わせて利用者を特定しない多世代の居場所を設ける民間団体の自主的な取組もみられる。

【相談支援機能】

▼全ての分野の相談を一手に引き受けられる相談支援は存在しない。

(静岡市の規模で相談窓口を集約しすぎると、市民の利便性(アクセス・受付時間等)の観点などから、かえって非効率となる恐れあり)

▼城東保健福祉エリアには、分野を問わない相談窓口があるが、同エリアには他の相談支援機関もあり、機能の整理を検討する余地がある。

▼高齢・こども分野の相談件数は増加傾向だが、相談支援体制の基礎は整備されており、特殊事例は行政や専門支援機関で対応する役割分担も機能している。

2-1-3 相談支援機能・居場所機能に関する新たな取組

【相談支援機能】

(前ページ続き)

- ▼障害分野では、身体・知的・精神の3障害それぞれ各区1か所ずつ計9か所に相談支援事業所を設置。相談件数は総じて増加傾向。相談を受けきれない事業所から他の事業所に相談者が流れている実態がある。
- ▼一方で、事業所の委託料に差がなく、相談支援実績の質・量と連動していないため、モラルハザードの発生の余地。
- ▼分野間連携については、高齢－障害分野を中心に連携のニーズが高まる一方で、支援手法等の歩調が合わない事態も発生しており、関係者から連携強化を求められている。

中長期的な方向性

- ▼相談支援・居場所ともに、分野ごとの専門性を維持しつつも、分野ごとの垣根を低くし、分野間連携を強化。
- ▼相談支援機能については、障害分野の細分化されすぎた機能の集約を模索しつつ、モラルハザード解消に努める。
- ▼居場所機能については、現利用者への十分な配慮(特に専門的なケア等が必要な方に対する丁寧なアセスメント)を行いつつ、設置・運営を適正化する。また、可能な施設は多世代利用化を進める。

新たな取組(2026年度～)

- ▼まずは、課題が見られる障害分野の対応(相談支援の統合に向けた取組、居場所の再構築、モラルハザード対策)に集中。
- ▼高齢分野は居場所機能の多世代利用化を促進。
- ▼こども分野は利用者動向を注視、ニーズ把握を継続。

【居場所機能】

- ・精神障害者地域活動支援センターは、メンタル面など生きづらさを抱えた多世代の方の居場所への再構築を検討。
- ・老人福祉センター等は、多世代交流の回数・箇所数を拡充し、多世代利用化を推進。

【相談支援機能】

- ・障害分野の一括相談窓口を試行的に設置し、増加する相談への効果的な支援・対応能力向上を図る。
- ・モラルハザード対策として、インセンティブ制度導入に向け、研究機関と協働して実証研究を実施する。
- ・ICT活用による多機関連携の強化策を研究する。

3-1-1 民生委員・児童委員

●地域を支える担い手である民生委員の高齢化や担い手不足による充足率の低下、負担感の増加など、今後の活動維持への懸念に対し、活動支援の取組を強化し、活動しやすい環境を作る。

1 現状

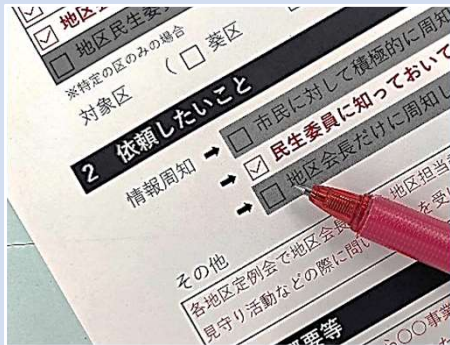
委員の高齢化が進み、また働きながら活動する委員が増える中、地域課題の複雑・多様化で活動が多岐にわたるようになり、2022年時のアンケートでは60%が「負担を感じる」と回答。一方で、行政や専門機関では発見できない課題の感知など社会的期待は高まっている。

2 課題

増大・多様化する業務と役割の不明確さが物理的・精神的負担を招き、委員が最も期待される「課題の早期発見と専門機関への橋渡し」に注力しにくい。業務の取捨選択、支援サポートの明確化、地域・住民側の理解促進を同時に進める必要がある。

3 取組み

活動量・幅広さへの対応策
「要旨フォーマット」で行政・社協依頼を標準化し、意図を明確化。
研修の再編、オンライン研修・動画視聴型研修の導入。



要旨フォーマット

精神的負担への対応策
高齢者実態調査・避難行動要支援者名簿の取扱いを明文化。活動手引きを改訂し役割を具体化。個人情報保護等をテーマにした実践型研修を新設。



研修の風景

周知広報等
チラシ・パンフレット作成等で委員活動を継続的に発信し、住民の理解と協力者を拡大。ビジネスコンテストなどを活用した、共創による課題解決。



静岡気分_令和7年6月号

4 効果

委員の負担感軽減、充足率(委員数/定数)の維持・向上。
民生委員が本来の役割に注力し、地域課題の早期発見と迅速な専門機関連携を実現する。

3-1-2 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員を取り巻く環境

図1

年齢構成の推移

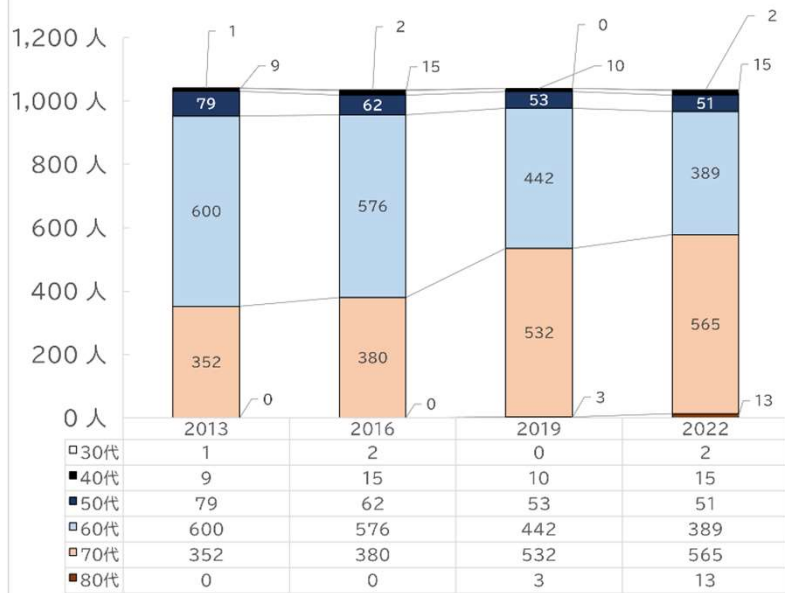


図2

有職・無職の推移

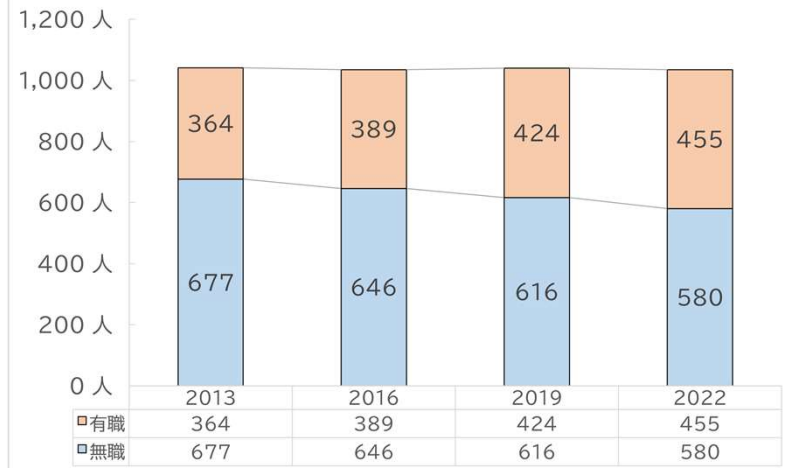


図3

負担軽減を望む事項

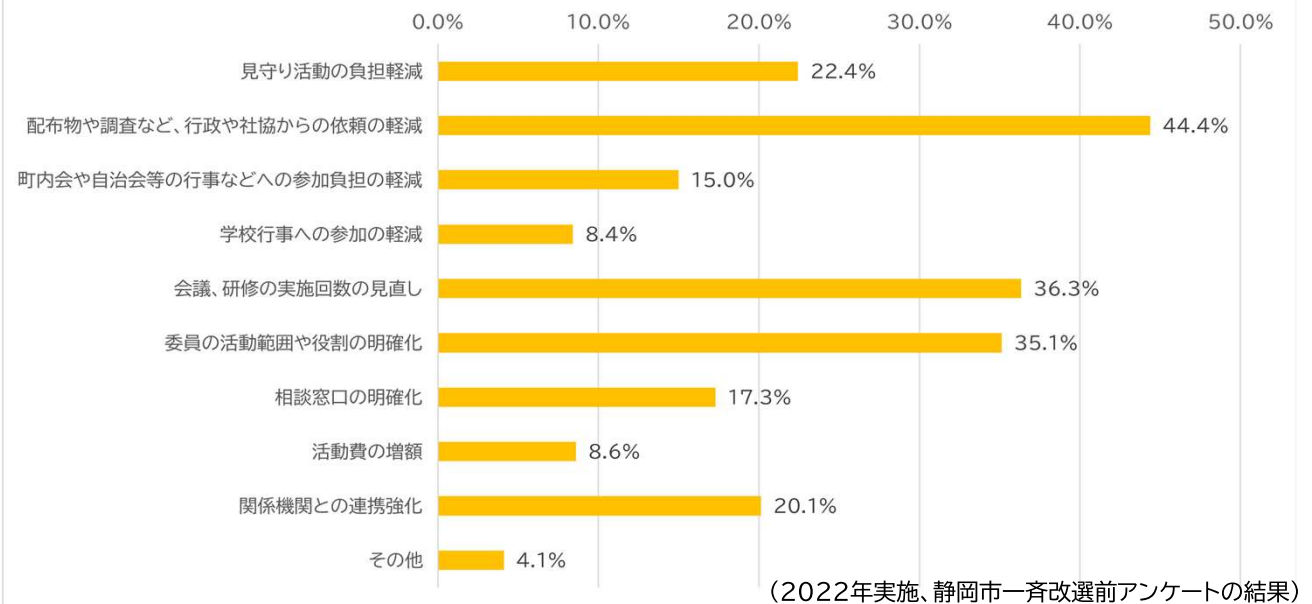
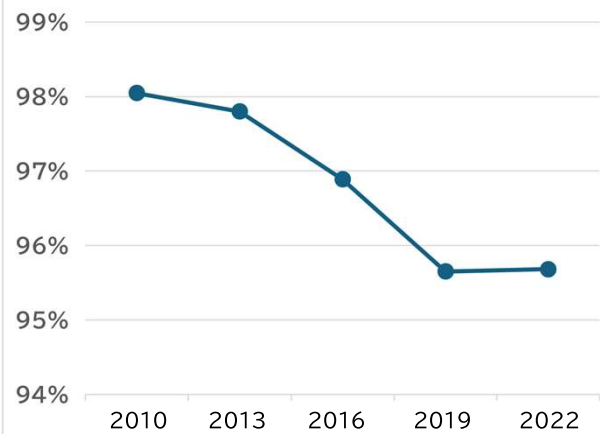


図4

充足率(委員数/定数)の推移



- 図1 60代の委員が減少し、70代の委員が増えている。
- 2019年から80代の委員が現れ始めた。
- 図2 仕事をしている委員が増加し、無職が減少している。
- 図3 見守りや行政等の協力依頼に30～40%の委員が負担を感じている。
- 図4 充足率は減少傾向にある。

4-1-1 避難行動要支援者避難支援

●災害発生時に自ら避難することが困難な人達(要支援者)への有事の際の対応に関する対策を行い、共助による災害対策力の強化を図る。

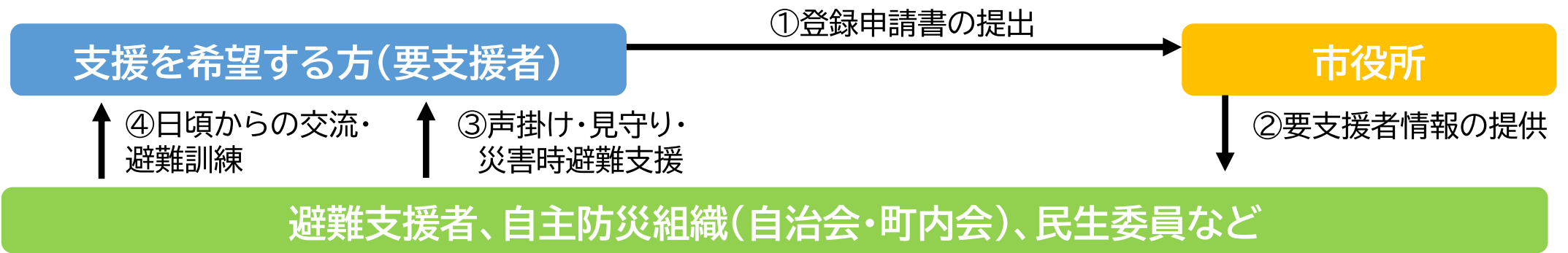
現状・課題

▼台風や地震など、災害による被害が予想される中、要支援者への避難支援が十分に進んでいない。

取組内容

- ▼地域における要支援者の避難支援に必要な情報として「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」を作成し、各地区の自主防災組織・民生委員へ提供。
- ▼「個別避難計画」の作成にあたり、作成マニュアルを定め、福祉サービス事業者へ作成支援を依頼。
- ▼災害時の要支援者に係る避難支援を迅速・的確に行うため、平常時の要支援者情報の把握・避難訓練、災害発生時の要支援者避難支援体制について市・自主防災組織・社会福祉協議会・福祉サービス事業者・消防団の役割を定めた「静岡市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定。

【避難行動要支援者支援制度の運用イメージ】

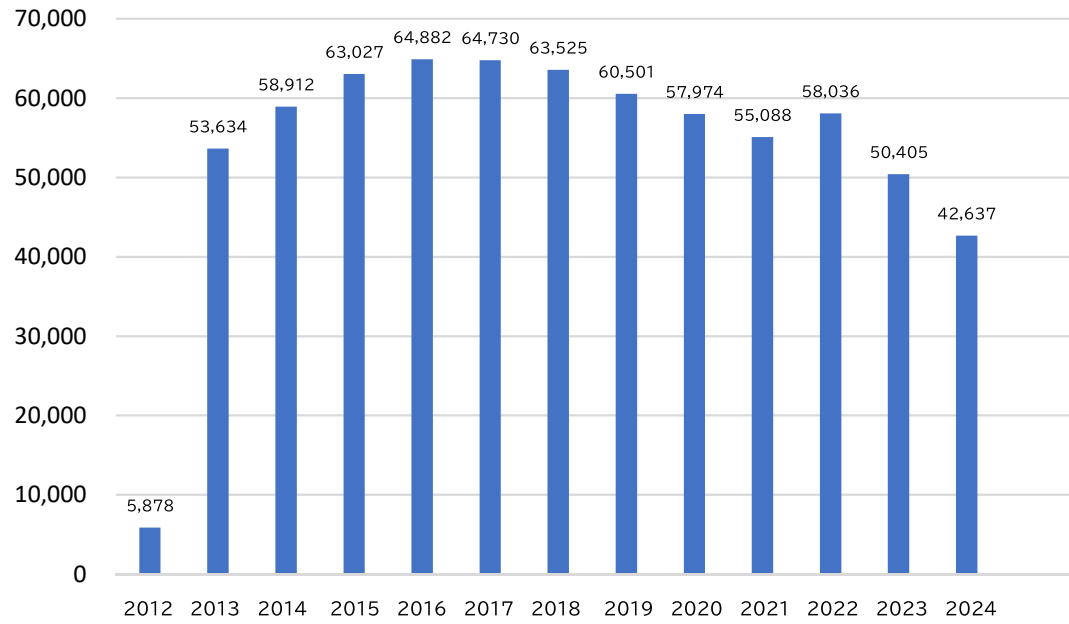


【取組の効果】

▼2012年から現在に至るまで避難行動要支援者名簿の制度運用を続けており、要支援者と見込まれる約17万人のうち登録申請のあった約4万3千人の避難支援情報を自主防災組織・民生委員へ提供し、地域の共助による要支援者避難支援に活用されている。

4-1-2 避難行動要支援者避難支援

名簿掲載者数の推移



【要件:65歳以上の高齢者の考え方】

<2016年度以前>

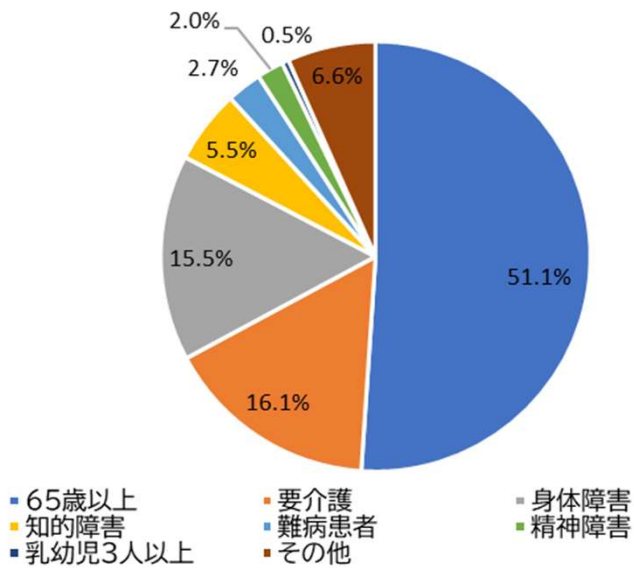
民生委員による高齢者実態調査の際、調査対象者に対して、名簿登録の同意確認を行っていた。

<2017年度以降>

民生委員による高齢者実態調査の結果、『生活での不自由や介助が必要な方』に対して、市から個別に制度の登録案内を発送し、そのうち申請があった方のみ名簿に登録した。

→その他、自然減や転出等により、徐々に名簿登録者数は減少傾向にある。

名簿掲載者の要件内訳（2025.7時点）



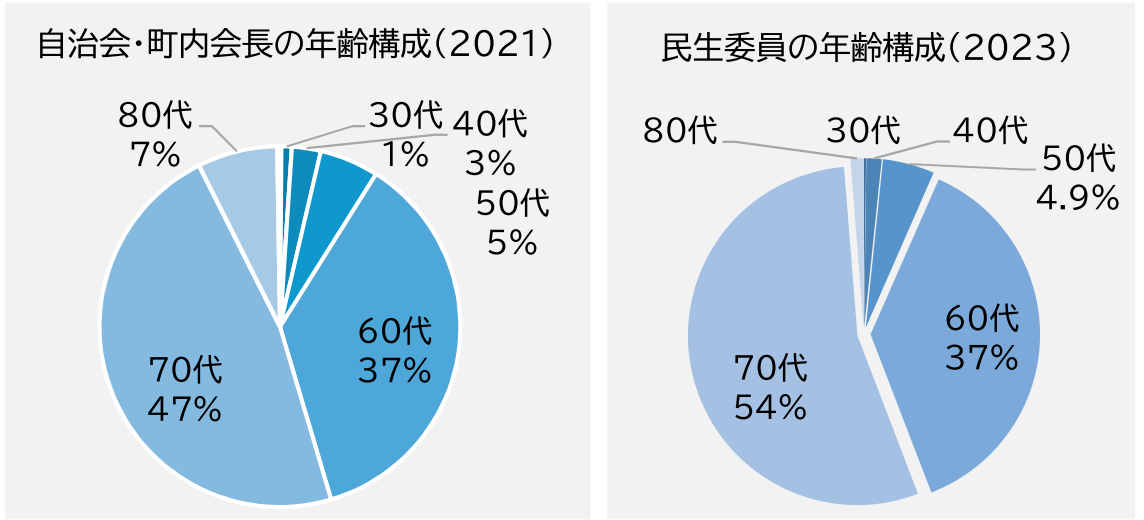
名簿掲載者のうち「65歳以上の高齢者のみの世帯」が5割以上を占め、家族等の避難支援が受けられない高齢の方が多くなっている。

4-1-3 避難行動要支援者避難支援

- 現在、避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者名簿を用いて地域の自主防災組織・民生委員をはじめとする「共助」の体制による支援を求めている。
- しかし、現代の社会構造上、現行の「共助」のみにより支援体制を持続させることは極めて困難であるため、支援体制の抜本的な見直しについて市行政各局の総力を結集して取り組む必要がある。

現状・課題

- ▼一人暮らし高齢者の増加、地域のつながりの希薄化・核家族の増加等の社会的背景により、避難行動要支援者の増加が見込まれる。
- ▼これに加えて、自主防災組織を構成する自治会関係者や民生委員の年齢層も高齢化する傾向にある。
↓
- ▼上記背景を踏まえると、将来的には地域における避難行動要支援者の避難支援の支え手が不足することが避けられない。



- 【今後の対応】
- ▼現在導入を進めている安否確認システムにおいて、避難行動要支援者の避難支援のために活用できる方法を模索する。
 - ▼避難行動要支援者関係団体、自主防災組織、民生委員、市役所関係部局その他関係者において、避難支援のためにそれぞれの立場から取り組むことができることを検討するための意見交換を行い、今後取り組むべき方策を検討、実施する。

5-1-1 動物愛護センター再整備

●動物愛護センターは、老朽化による動物の飼養環境の悪化が進んでおり、動物の保護施設としての設備等も整っていない。また一方で、動物愛護精神の啓発の取組などが重要な時代となり、動物愛護センターも動物の愛護及び管理を推進していくための環境改善が課題となっている。このため、これらの課題を解決するため再整備を行い、市民が訪れやすい施設を目指す。



【管理棟】



【抑留棟】



【動物愛護館】



実施内容

【現状】

施設名 項目	動物愛護センター	動物愛護館
土地面積	1,661㎡	1,566㎡
延床面積	624㎡	513㎡
構造	RC造	RC造
建築年度	1979年度	1988年度



2025年11月末で廃止する林業センター跡地に移転

施設名 項目	新・動物愛護センター
土地面積	約2,210㎡
延床面積	約800㎡
構造	S造

*総事業費は約10億円
*火葬炉は現位置(葵区産女)に残す

スケジュール(予定)
2026年3月～11月
林業センター解体

2026年3月～2027年11月
再整備の設計・工事

2027年12月
供用開始

【取組の効果】

▼再整備により施設環境の改善を図るとともに、不適切な動物の飼養等によって生じる生活環境への問題を減らし、人と動物の共生する社会の実現を図る。
→「人と動物が共生するまち静岡」の実現

5-1-2 動物愛護センター再整備

●動物愛護センターは、『狂犬病予防法』及び『動物の愛護及び管理に関する法律』に基づく、「飼い犬の登録」、「動物の飼養又は保管をするものに対する指導等に関する事」、「犬及び猫の引取り、譲渡し等に関する事」、「動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行う事」などを行う施設。

【動物愛護センターの主な業務】	【項目】	【課題】
●犬の登録・管理 ●犬猫の引き取り、保護収容、譲渡 ●動物取扱業者の登録管理 ●動物愛護精神の普及啓発 ●ペットの防災対策	施設環境	老朽化し、犬猫の飼養に適さない施設機能
	市民協働	ボランティア等との連携不足
	普及啓発	動物愛護精神の向上及び教育の場の不足
	ペット防災	災害時の保護スペースの不足 災害拠点として不便な立地

5-1-3 動物愛護センター再整備

これからの動物愛護センターのあり方

理念	人と動物が共生する社会の実現のため、動物の適正飼養、譲渡推進や市民との協働、動物愛護の普及啓発、災害における危機管理の拠点整備を進めていく。	
理念実現に向けた4つの柱	①愛と責任をつなぐ	▼動物の適正飼養、譲渡推進 ・犬猫を適切な環境で保護・飼養し譲渡を推進、殺処分ゼロを目指す。
	②心をつなぐ	▼市民との協働 ・ボランティアと一層の協力関係を構築し、福祉分野と連携
	③未来へつなぐ	▼動物愛護の普及啓発 ・動物愛護教室やふれあいイベントを開催。多様な媒体による情報発信
	④命をつなぐ	▼災害における危機管理の拠点 ・平時からの防災啓発、物資の備蓄。発災時には救護センターを開設

- 【課題】
- ・老朽化し、犬猫の飼養に適さない施設機能
 - ・ボランティア等との連携不足課題
 - ・動物愛護精神の向上及び教育の場の不足
 - ・災害時の保護スペースの不足、災害拠点として不便な立地



これらの課題を解決するため、施設を移転・再整備する。

5-1-4 動物愛護センター再整備

現施設と移転先の位置関係



* 出典: 地理院地図

02 健康長寿・生きがい・安心 ～すべての人の健康増進と生きがい・安心感～

- 1 基礎情報
- 2 介護予防施策
- 3 認知症施策
- 4 介護人材不足対策
- 5 就労支援体制の整備
- 6 高齢者の生きがいづくり
- 7 包括的支援体制の整備
- 8 終活支援

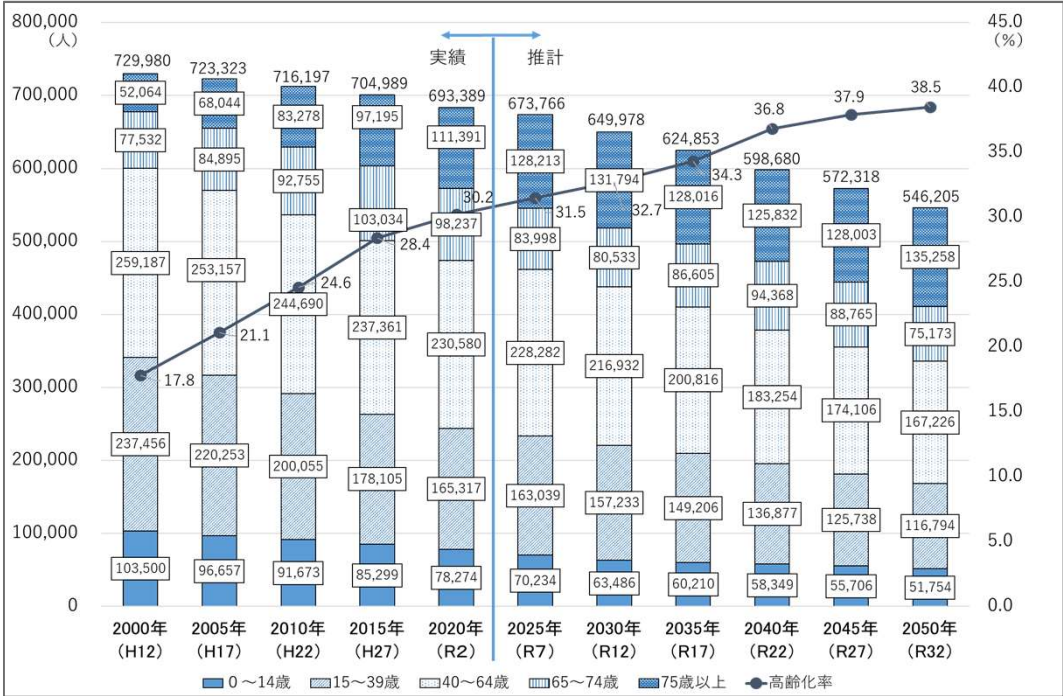
現状(静岡市の人口の推移と将来推計)

▼団塊の世代が全て後期高齢者(75歳以上)になる2025年を迎えたが、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となるなど、今後も高齢化はさらに進んでいく。また、生産年齢人口は今後も減少傾向が続く見通しである。

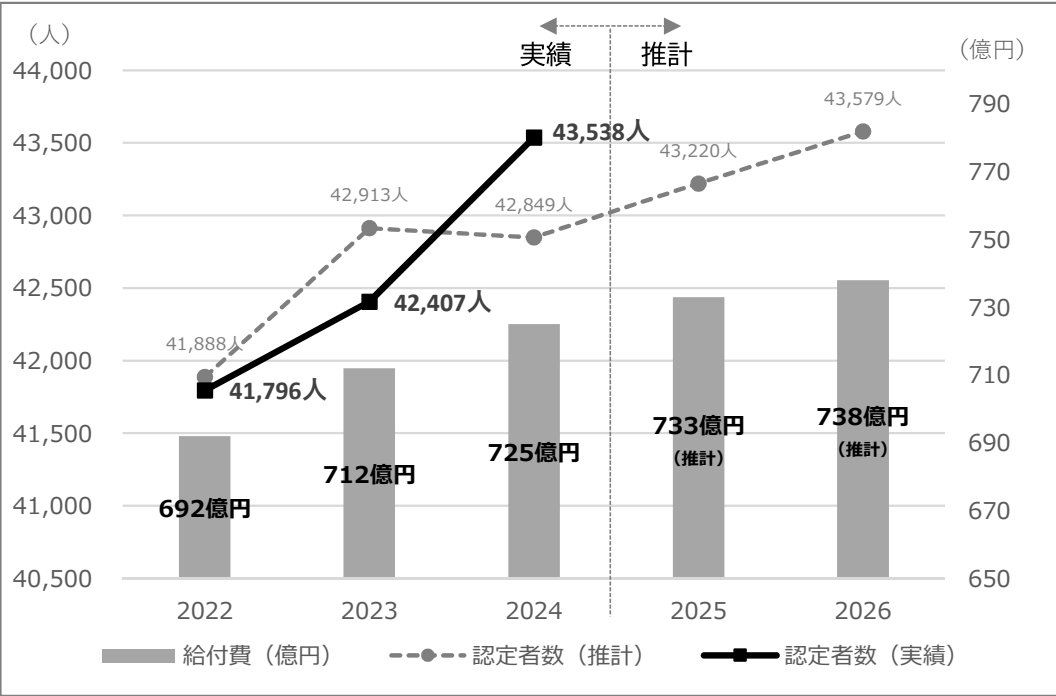
現状(介護給付費と認定者数の推移)

- ▼要介護認定者数が増加傾向。
- ▼介護サービス(介護保険の対象となるサービス)に要する経費も増加傾向。
- ▼認定者数の増加を抑えるため、効果的な介護予防の取組が必要。

静岡市の人口の推移と将来推計



介護給付費と認定者数の推移



出典:2020年までは総務省「国勢調査」、推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023年12月推計)」

出典:静岡市

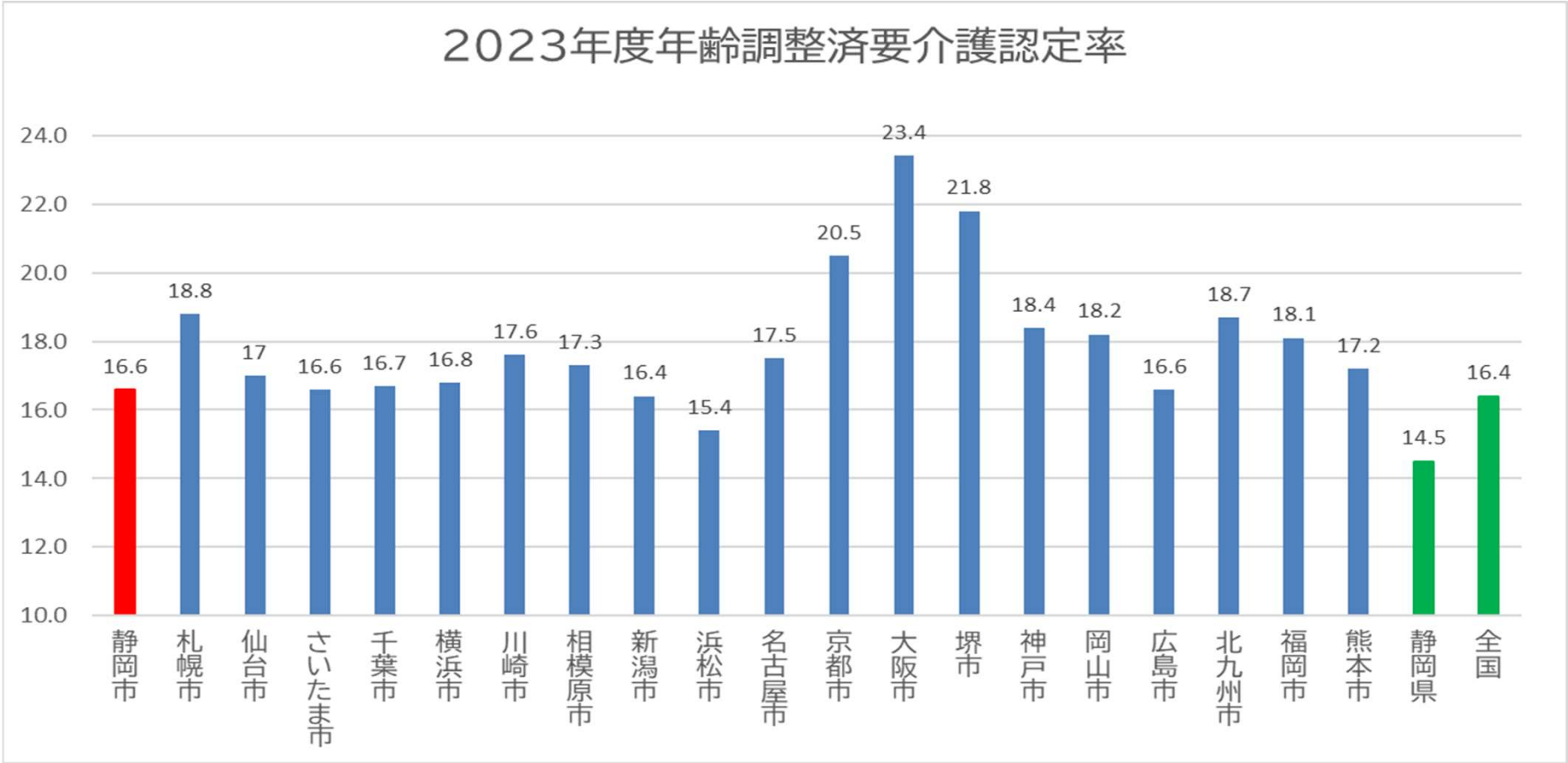
1-1-2 基礎情報

現状(年齢調整済要介護認定率の政令市比較)

▼2023年度の静岡市の認定率※は、16.6%で政令市平均(18.0%)を下回るが、全国平均・静岡県平均を上回っている。

※高齢者人口に占める要支援・要介護認定者数の割合。低い方が元気高齢者が多いこととなる。

▼認定率の上昇を抑えるため、効果的な介護予防の取組が必要。



「厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報」及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」に基づき静岡市介護保険課で作成

※年齢調整済要介護認定率

65歳以上の「第一号被保険者」の年齢や性別の違いによる影響を取り除き、公平に要介護認定の割合を比較できるようにした数値。高齢者数の多い地域は、調整前の認定率より数値が低くなる傾向がある。

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 【通所サービス】 ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院	◎地域密着型介護サービス ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ◎介護予防支援

厚生労働省資料「第116回社会保障審議会介護保険部会資料」に基づき静岡市介護保険課で作成

2-1 介護予防施策

●要支援・要介護にならない、より重度の介護にならない、あるいはそれらの時期を遅らせるなど、介護予防の取組を強化する。

しずおか ちゃちゃちゃの新設(2024年度～)

- ▼高齢者が一人暮らしになると、閉じこもりや地域からの孤立など、外出機会や歩行時間が減り、心身の活力が低下した状態が進んだり、話し相手がいなくなることで認知症が進んだりするなど、介護が必要になる傾向がある。
- ▼高齢者の外出機会を増やすため、趣味や運動を通じた「生きがいづくり」や「仲間づくり」のきっかけにもなる介護予防プログラム「しずおか ちゃちゃちゃ」を新設。
- ▼介護予防の取組を効果的に実施している。

【介護予防の仕組み】



外出するきっかけに気づく

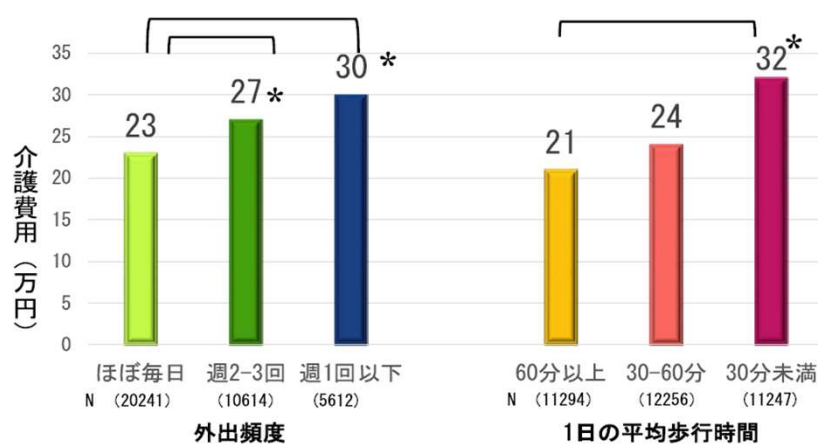


取組に参加する



地域で活躍する

高齢者の活動性とその後の介護費用(59か月間)



(出典: 平井 寛(山梨大学)の論文をもとにJAGESが作成)

取組が評価され、
令和7年度保険者機能交付金
(成果指向型配分枠:
1億1,676万円)の対象に！

【取組の効果】

▼「生きがいづくり」や「仲間づくり」の場に参加する高齢者を増やすことで、2024年度から2026年度までの3年間で、介護が必要になる高齢者を27%減らし、6,300万円の介護費の軽減が見込まれる。
(出典: 内閣府「2023年3月PFS導入可能性調査支援」及び一般社団法人日本老年学的評価研究機構(JAGES)により試算)
→取組の実施後、効果があったプログラム内容が何かを含め、成果を検証する。

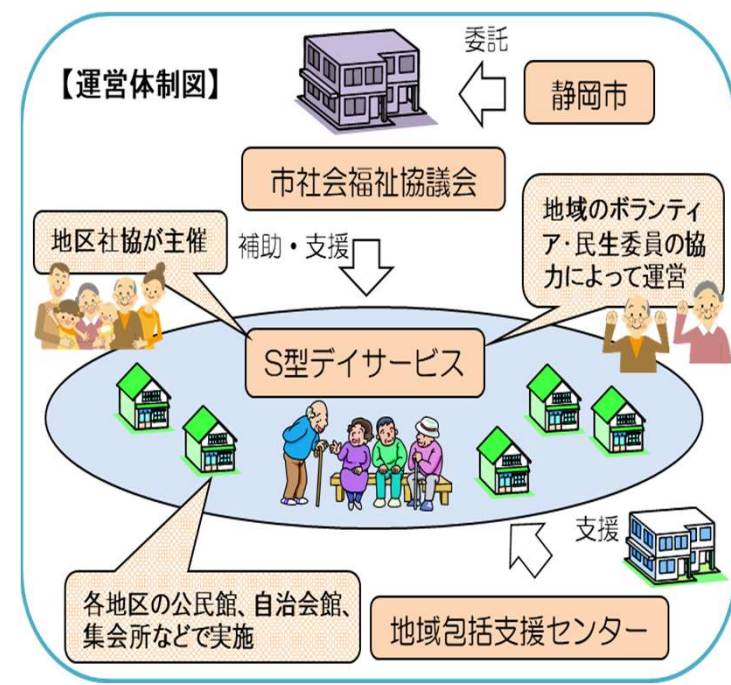
2-2 介護予防施策

●地域住民が主体となり、高齢者が気軽に参加できる通いの場を提供することで、参加する高齢者の介護予防、心身機能の維持向上を図るほか、社会参加による生きがい創出や地域コミュニティの形成を推進している。

S型デイサービスの運営

- 【S型とは】 静岡市の「S」、身近な会場で小規模(スモール)に行く「S」から由来。
1994年度、旧清水市で事業開始。
- 【事業概要】 地域住民主体が主体となり、在宅の高齢者(65歳以上)を対象に、身近な地域の公民館、自治会館、集会所等でミニデイサービスを実施。
各会場の企画・運営は、地区社会福祉協議会及び地域ボランティアが担う。
- 【実施回数】 月2回 ※山間地は月1回
- 【実施場所】 各地区の公民館、集会所等
- 【活動内容】 健康チェック、歌、体操、レクリエーション、会食、参加者の見守り等

【S型デイサービスの流れ】(例)



【2024年度の実施状況】 会場数:267会場、参加者数:4,766人、ボランティア数:3,481人

【取組の効果】

▼地域住民が主体となり、会場ごとに地域の特性を踏まえた運営が行われており、高齢者の介護予防だけでなく、生きがいの創出や孤立感の解消につながっている。また、3段階(満足・ふつう・不満足)による参加者満足度は53%(2023年度)から69%(2024年度)へと上昇している。

3-1 認知症施策

現状分析

- ▼静岡市の認知症高齢者数は、約2.8万人(2025年3月末時点)
- ▼運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加などの認知症予防の推進が必要
- ▼早期発見・早期介入のため、サービス提供体制の強化や、関係機関同士の連携強化が必要
- ▼認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症に係る障壁を減らす取組が必要

取組

①普及啓発

- ▼認知症サポーター養成講座、認知症VR体験会

②早期発見・早期介入

- ▼静岡型認知症・MCI予防プログラム

脳の健康度を測定する機器の導入による認知症予防の動機付け

- ▼もの忘れ検診(認知症スクリーニング検査の機会の提供)

} 次ページ以降参照

③医療・介護従事者への支援

- ▼かかりつけ医、認知症サポート医向け研修、認知症疾患医療センター運営(鑑別診断、専門医療相談)
- ▼認知症初期集中支援チーム、認知症介護のインストラクター訪問事業

④地域での支援体制の構築

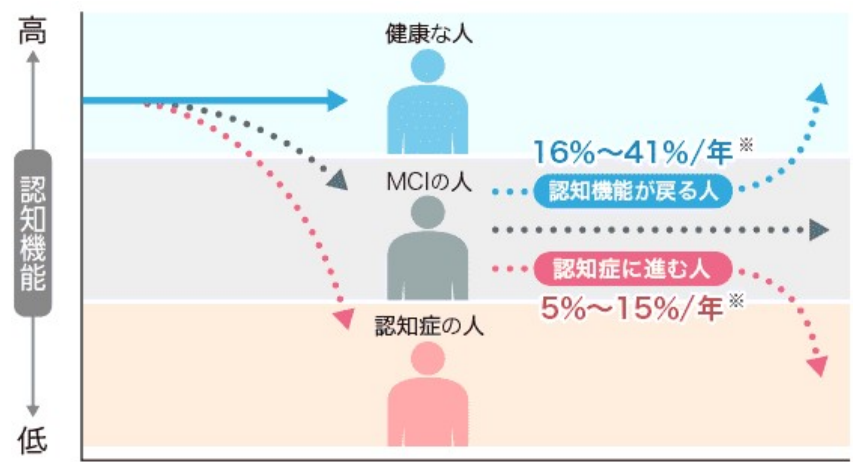
- ▼認知症サポーター等による支援チームの活動
- ▼行方不明者情報の共有(しずメール)、民間企業の協力による見守り活動
- ▼認知症カフェ、当事者交流会

⑤(仮称)静岡市認知症施策推進計画の策定(2026年度末予定)

3-2 認知症施策

- 認知症は、認知症になる手前のMCI(軽度認知障害)※の段階で適切な予防策を講じることにより、発症や進行を遅らせたり日常生活への影響を軽減したりすることが期待できる。
- このため、認知症の早期発見・早期介入につながる取組を強化する。

※MCI(Mild Cognitive Impairment:軽度認知障害)
＝認知機能の低下はあるものの、日常生活に支障は出ていない、認知症の一手手前の状態。



出典:厚生労働省 MCIハンドブック

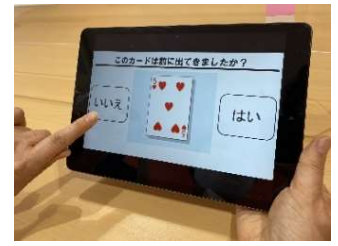
静岡型認知症・MCI予防プログラムによる早期発見・早期介入の機会の提供

- ▼2022年に静岡市独自に開発した、認知症・MCIの発症予防・重症化予防に効果があるプログラム。
- ▼「運動」「脳トレーニング体操」「レクリエーション」を組み合わせた約1時間のプログラム。
- ▼2023年から、希望者が継続的にプログラムを実施できる各区1か所の常設会場を設置。また、高齢者の通いの場での体験会の実施、プログラム動画のYouTubeでの配信を行っている。
- ▼常設会場では、定期的に認知機能の測定を実施しており、早期発見の機会も提供している。



認知症ケア推進センター「かけこまち七間町」での早期発見の機会の提供

- ▼「脳の健康度」を測定するタブレット端末の機器を常設し、認知症の早期発見の機会を提供するとともに、早期発見・早期介入の大切さについての情報発信を行っている。

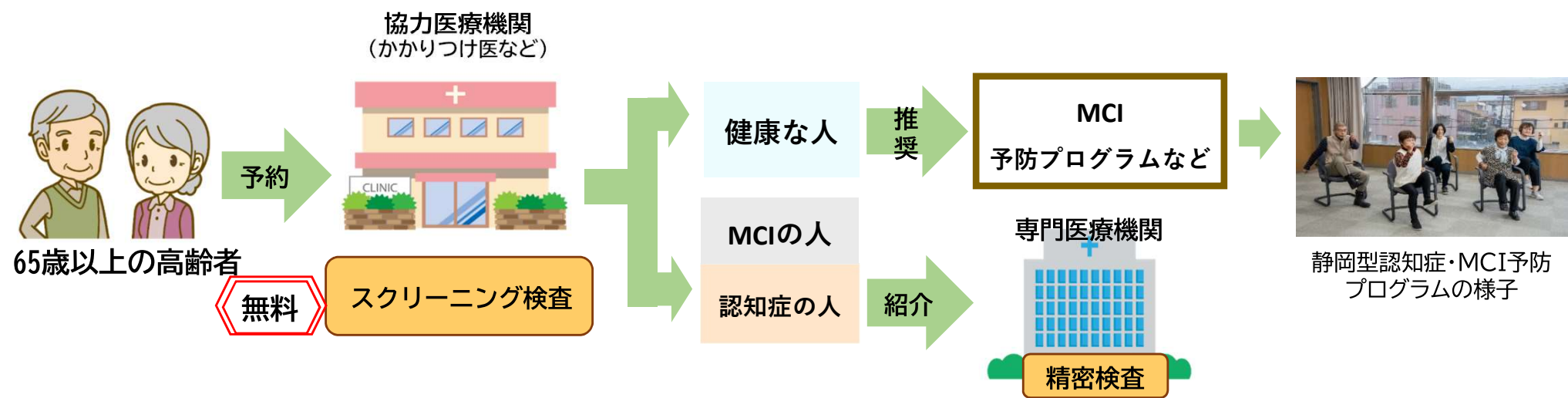


3-3 認知症施策

認知症スクリーニング検査の機会の提供（2025年度～）

- ▼これまで静岡市が行ってきた成人を対象とした健(検)診の項目に認知症は入っていなかった。
- ▼このため、認知症の早期発見・早期介入につながるよう、65歳以上の市民を対象に、かかりつけ医(協力医療機関)での認知症スクリーニング検査の費用を無償化とする事業を開始した。

検査の流れ:協力医療機関を予約・受診する。
問診に答える形の簡易的な検査により、認知機能について確認を受ける。
検査の結果、認知機能の低下の疑いがある場合には、専門医療機関での精密検査を勧められる。



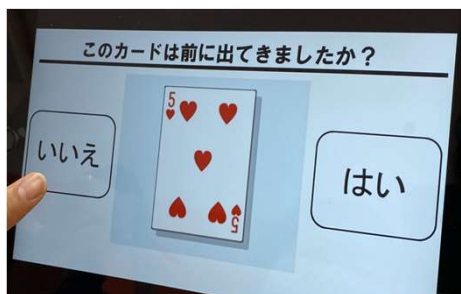
【取組の効果】
▼MCIの人が認知症になるのを1年遅らせると、1人あたり年間約50万円の医療費の軽減が見込まれる。
(出典:Leibson et al.「Direct medical costs and source of cost differences across the spectrum of cognitive decline:a population-based study」から試算)

3-4 認知症施策

- 認知症ケアを推進する拠点として、認知症の人やその家族を支援するとともに、広く市民に対して認知症の理解促進が図れるよう、予防から認知症ケア、本人の尊厳を重視した認知症に係る総合支援の取組を強化する。

認知症ケア推進センター「かけこまち七間町」の運営

- ・気づく………「脳の健康度」を測定するタブレット端末の機器を常設(早期発見)
- ・体験する……VR体験機器を常設(疑似体験)
- ・学ぶ………認知症サポーター養成講座(講座の定期開催)
- ・相談する……介護、福祉等の専門家による相談(相談支援)
- ・安心する……認知症介護の訪問レッスン(訪問相談)
- ・出会う………MCIや認知症の本人と家族のつどい(仲間と繋がる)
- ・知る………SNSによる情報発信(広報:新規)



【取組の効果】

▼認知症のことは「かけこまち」に行けば、

- ①多様な支援と繋がる
- ②仲間と出会い、生きがいや役割を持って暮らしていける
- ③正しい知識や最新の知識が手に入る

ことが市民に浸透し、認知症になっても暮らし続けられる安心感のある社会になる。

3-5 認知症施策

●高齢者の難聴を早期に発見し、適切な支援を行うことでコミュニケーションの活性化や社会参加を促進し、もって高齢者の生活の質の維持向上を図り、認知症の予防につなげる。

難聴高齢者早期発見・支援事業

【背景】

- ▼高齢者の難聴は、聞こえにくさから会話やコミュニケーションの困難を生じさせる。
- ▼社会とのつながりが希薄になることが認知症や社会的孤立の要因となともいわれている。

事業のイメージ

Step1 <早期発見>
『聞こえの確認の会』への参加
対象者:65歳以上の方

- ▼難聴に気づいていない高齢者に気づきの機会(市内21カ所で開催)
会場:市内の老人福祉センター、保健福祉センター、薬局など

■確認の会の流れ■
①簡単なアンケートの実施
②「聞こえのチェック」のアプリを用いて、自分の「聞こえ」を可視化する



Step2
医療機関への受診勧奨

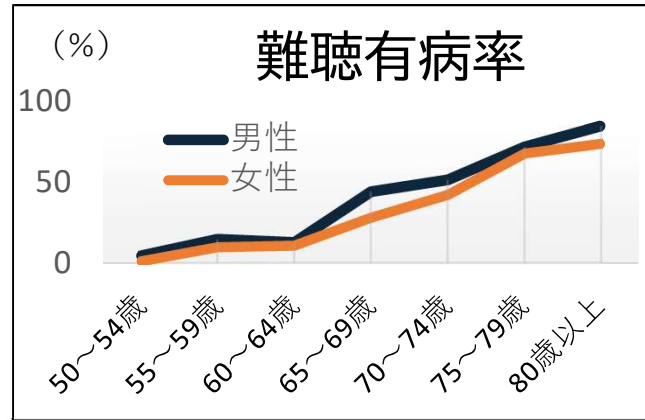
- ▼保健師によるアドバイス
難聴を予防するための生活習慣の見直しなど



Step3
フォローアップ調査の実施

- ▼その後の聞こえにくさの解消確認
▼補聴器装着後の日常生活の維持、質の向上効果の確認

【補聴器購入費用の助成】
▼医療機関への受診勧奨 となった者のうち、医療機関にて補聴器が必要と判断された方
▼1人上限3万円の補助金



(10年後の年齢別難聴発症率—老化に関する長期縦断疫学研究(NILS-LSAより算出)

出典:厚生労働省令和5年度老人保健健康増進等事業 難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する手引き【第1版】」

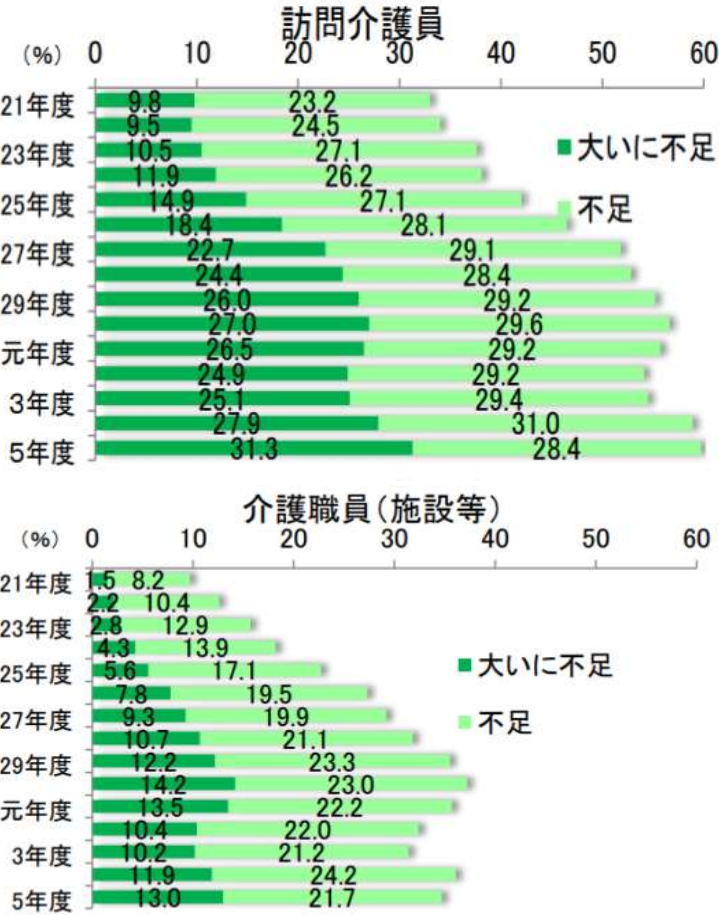
2024年度 事業実績(全20回開催)
(a)「聞こえの確認の会」参加者 425人
(b) 受診勧奨者数 304人(71.5%) b/a
(c) 補聴器助成件数 46人(10.8%) c/a

【期待される効果】
▼家族や友人とのコミュニケーションが増え、認知症の予防につながる。
▼仕事や趣味を通して社会と関わることで孤立を解消し、活動的な日常生活の期待ができる。

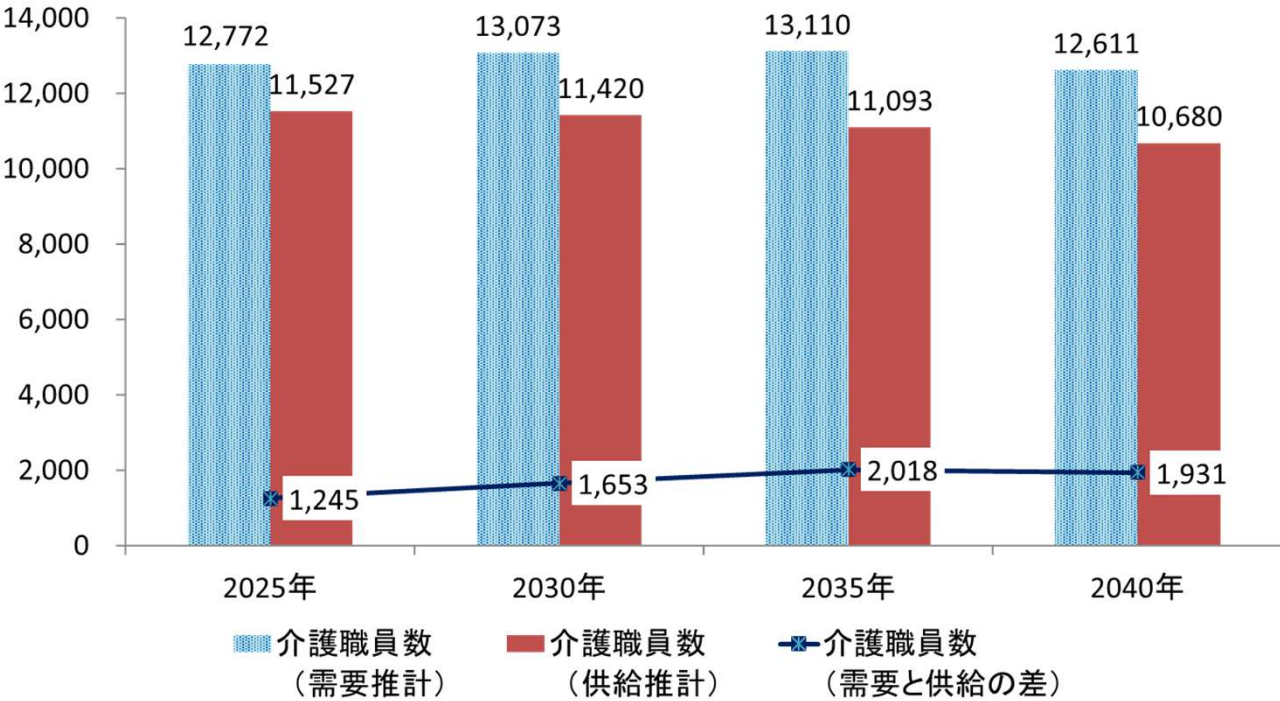
4-1 介護人材不足対策

介護職員不足の状況

- ▼2023年度介護労働実態調査より、全国の約6割の訪問介護事業所が人材不足を実感している。
- ▼静岡県では2040年に約1,900人の介護職員の不足が見込まれる。



静岡市介護職員需給数(推計)



注) 介護職員(施設等): 訪問介護以外の指定事業所で働く者。
訪問介護員: 訪問介護事業所で働く者。
【出典】平成21~令和5年度介護労働実態調査(公益財団法人 介護労働安定センター)

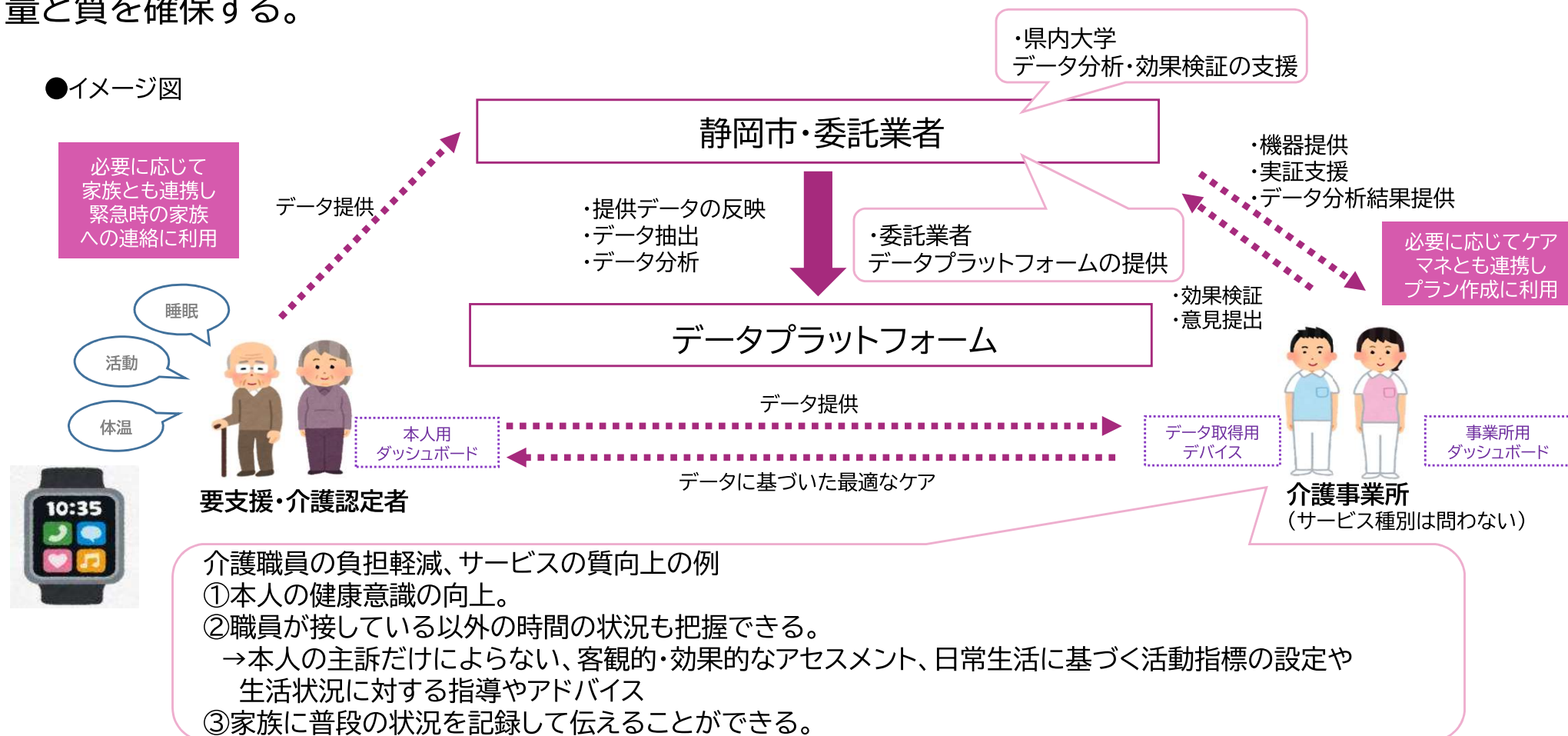
(出典)「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」資料

4-2 介護人材不足対策

介護サービスの生産性向上のためのICT導入支援

▼介護人材不足が深刻化する中、介護事業所の生産性向上に係る支援を実施することで、介護サービスの量と質を確保する。

●イメージ図



【取組の効果】

▼事業所においては、機器操作の負担が少なくデータの取得がスムーズに行われており、医療的な用途ではなく、健康管理や活動量の把握に活用する場合は、介護サービスの質向上に一定の効果が認められた。

▼参加者においては、データ取得がスムーズに行われている場合、健康管理や活動量の把握が容易となり、健康意識の向上に寄与することが確認された。

5-1 就労支援体制の整備

●人生100年時代を見据え、元気なシニアやミドルが就労・社会活動に参加することで、生きがいや安心感を持って暮らすことができるようにするため、市民の皆さんにとって身近である市役所内に就労サポート窓口「NEXTワークしずおか」を設置し、本人・企業双方に各種就労支援を提供している。

NEXTワークしずおか

ミドル・シニア向け就労サポート窓口「NEXTワークしずおか」

- ・開設 2019年度
- ・場所 静岡市役所静岡庁舎(葵区役所)新館2階 ※駿河区役所・清水区役所にて定期的に出張相談会を実施
- ・運営 静岡市誰もが活躍推進協議会(市(保健福祉長寿局・経済局)、社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会議所など)
- ・実施概要



I マッチング支援 (プラットフォーム窓口運営)	
・ミドル・シニア向け求人案内、求人開拓、就労相談+ 中間的就労・ボランティア等の案内 ・就職説明会・面談会開催 ・HP、LINE活用等による情報発信	
II 重点業種への支援① 介護	III 重点業種への支援② サービス (警備、ビル・マンション管理、清掃)
・ミドル・シニアに対する介護の魅力発信や事業所とのコーディネート ・事業所に対する介護助手導入による効果の周知と業務切出し等の介護助手導入支援	・業界のイメージを反転させるブランド戦略 ・当該戦略に基づく合同企業説明会、セミナー等の広報で求職ニーズ喚起 ・企業向けの働き方改革等の支援
IV 広報・好事例の蓄積・横展開	好事例を蓄積、実践者同士のネットワーク化

【取組の効果】
▼市(区)役所内に窓口を設置することで、福祉等の他分野の窓口と連携した「ワンストップ相談体制」を実現。相談者の利便性向上につなげている。
▼2024年度には、年間1,421件の相談を受け、535名の雇用・就業者数を達成するなど、市内のミドル・シニア層の就労・社会活動参加を確実に促進している。
→65歳以上の就業率は、指定都市内で2位(29.8%) ※2022年国民生活基礎調査

5-2 就労支援体制の整備

●就労に結びついていない多様な就労困難者(就労希望者)と深刻な人手不足の「企業」とをつなげ、持続的な就労体制を構築し、すべての人が生きがいや役割を持ちながら暮らすことのできるまちの実現を目指す。

インクルーシブ雇用推進事業

▼多様な就労困難者(※)と企業のマッチングを支援し、多様な働き方による市民の活躍促進や、市内企業の活性化を図る。

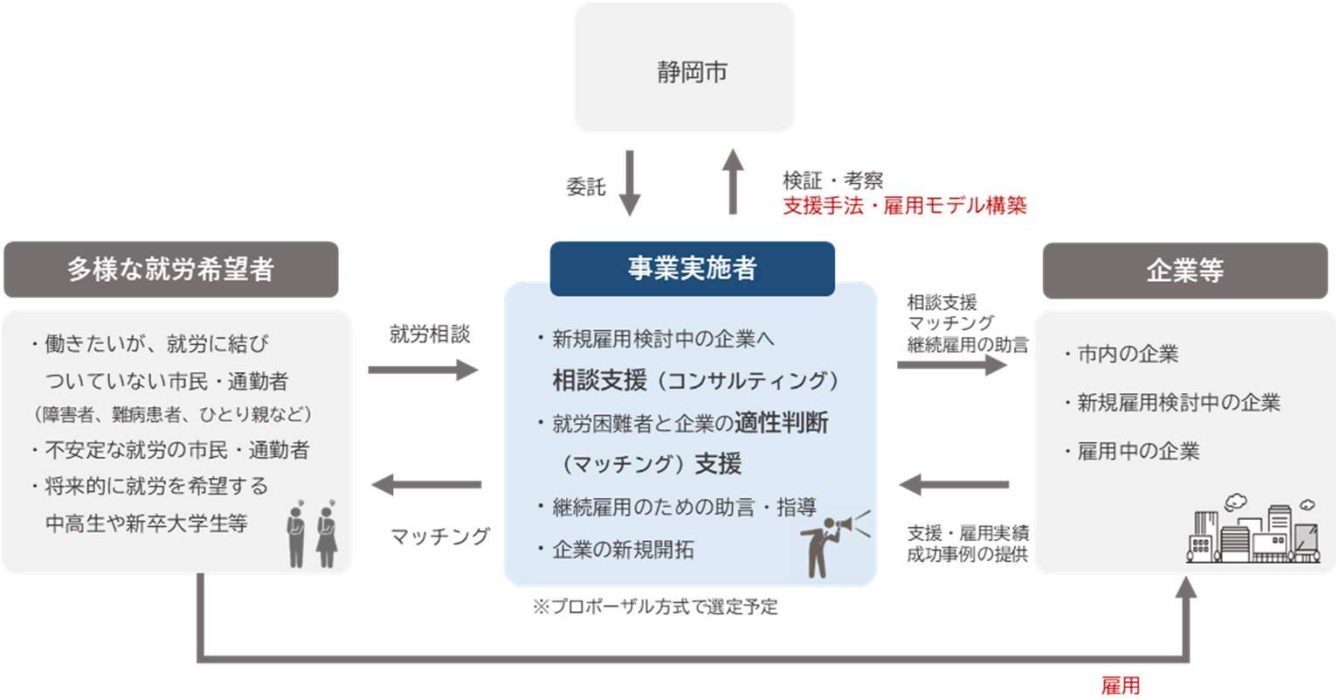
(※) 障がいがあるが障害者手帳を持っていない人、難病患者、ニート、ひとり親、就職氷河期世代など

【多様な就労困難者】

▼雇用の機会が十分になく、就労しにくい。
→ デジタルツールを活用した就労希望者の能力・適性判断手法を確立し、就労準備の支援及びマッチングに活用。

【企業】

▼深刻な人手不足。また、就労困難者を雇用するメリット・ノウハウが未確立。
→ 業務の切り出し方法等、企業へのコンサルティング支援や普及啓発を行い、就労希望者の受入れ拡大を図る。



<インクルーシブ雇用推進事業のイメージ>

【取組の効果】(2024年実績)

▼就労困難者の新規雇用数:35人 ▼普及啓発・イベント参加者数:105人 ▼研修参加者数:50人

▼企業の新規開拓数(協力企業数):170社

▼就労困難者の雇用により労働生産性が向上した企業の割合:39.5%(実際に雇用した企業へのアンケート調査による結果)

6-1 高齢者の生きがいづくり

●高齢者になっても生きがいや役割を持ちながら暮らすことのできるよう、就労、地域活動、スポーツ・文化活動などの社会活動に参加する機会を創出する。

シルバー人材センター(就労)



農作物の収穫、出荷作業

- ▼市役所、民間企業及び一般家庭などから受注した様々な仕事を紹介している。
- ▼希望の勤務日数や業務内容を相談することで、自身の体力や都合に合わせた就労が可能。
- ▼仕事を通して、定年後の豊かな人生に寄与している。

ねんりんピックへの選手団派遣(スポーツ・文化活動)



競技中の様子(卓球)

- ▼高齢者が主役のスポーツ・文化の祭典である「ねんりんピック」に静岡市選手団を派遣している。
- ▼市の予選会を勝ち抜き、静岡市の代表選手となることで、全国各地の代表選手と交流を深めている。

シニアクラブ(地域活動)

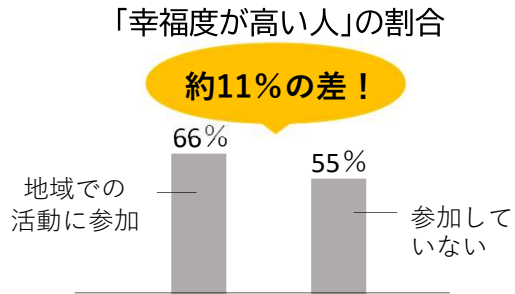


登下校児童の見守り

- ▼「地域の絆」を合言葉に、概ね60歳以上の高齢者が地域で自主的に活動している。
- ▼踊り、手芸などの「教養活動」から公園清掃などの「地域貢献活動」まで、様々な活動を通して、地域の仲間と繋がり、日々の生活を豊かにしている。

活動状況と幸福度との関係

地域での活動に参加する人は、幸福度が高い



- ▼地域での活動に参加する中で、楽しい思いをしたり、人の役に立つ経験をしたりすることで、生きがいを感じることができると考えられる。

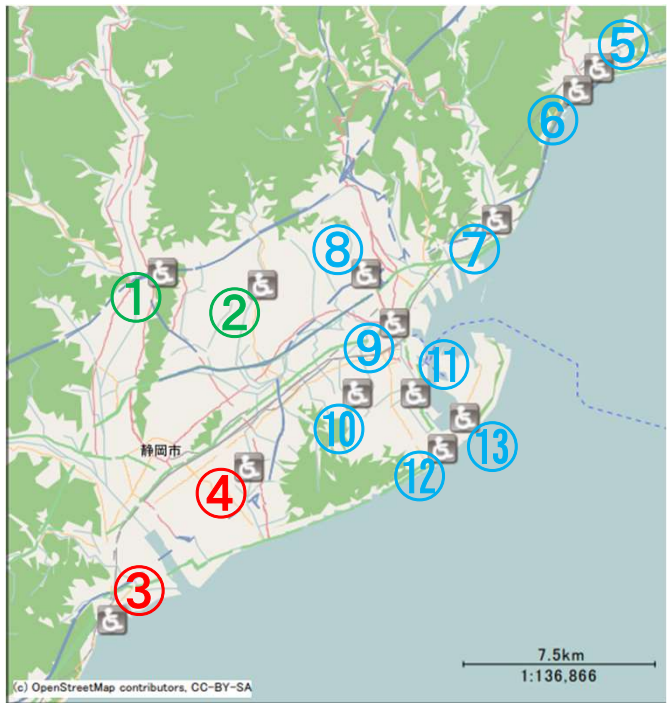
※静岡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2022年度静岡市実施)より
※「現在の程度幸せですか。」という質問に対して「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、7~10点と答えた人を「幸福度が高い人」としています。

【取組の効果】
▼高齢者が社会活動に参加するための様々な機会を整えることで、高齢者の生きがいづくりや豊かな暮らしへの寄与が期待できる。

6-2 高齢者の生きがいづくり

●高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものとして、高齢者が利用できる施設(老人福祉センター、世代間交流センター、老人憩の家)を市内各地に設置している。

施設の設置状況



葵区:2施設
駿河区:2施設
清水区:9施設

市内に計13施設を設置

施設での活動状況

教養講座

- ・市政出前講座やスマホ教室を実施
- ・シニアになってからも学ぶ機会を提供することで、教養の向上に取り組む



パソコン講座の様子

サークル活動

- ・書道教室や陶芸教室などのサークル活動を支援
- ・サークル活動を通して、同じ趣味を持った新たな仲間づくりが可能



陶芸教室の様子

体操や運動

- ・しぞ〜かでん伝体操やヨガ教室を実施
- ・体と同時に頭も鍛えることで、認知症予防や介護予防に取り組む



しぞ〜かでん伝体操の様子

【取組の効果】
▼講座やサークル活動を実施する中で、高齢者になってからも教養の向上に取り組むことや、新たな仲間が増えることが期待できる。

7-1 包括的支援体制の整備（静岡型地域包括ケアシステムの推進）

- 医療・介護の専門職や地域の市民の連携により、切れ目ない支援体制を身近な小圏域で推進することや、人生の最期の場面を見据えた支援を行うとともに、市民に積極的に情報発信することで、地域に根差した「静岡型地域包括ケアシステム※」のさらなる推進を目指す。

※ 静岡型地域包括システム…小学校区程度の小圏域で、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保し、提供する仕組み

課 題

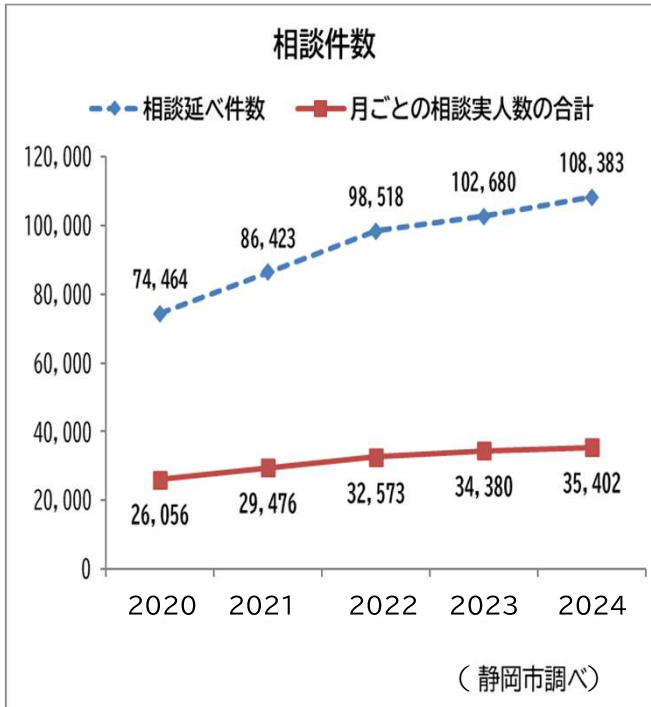
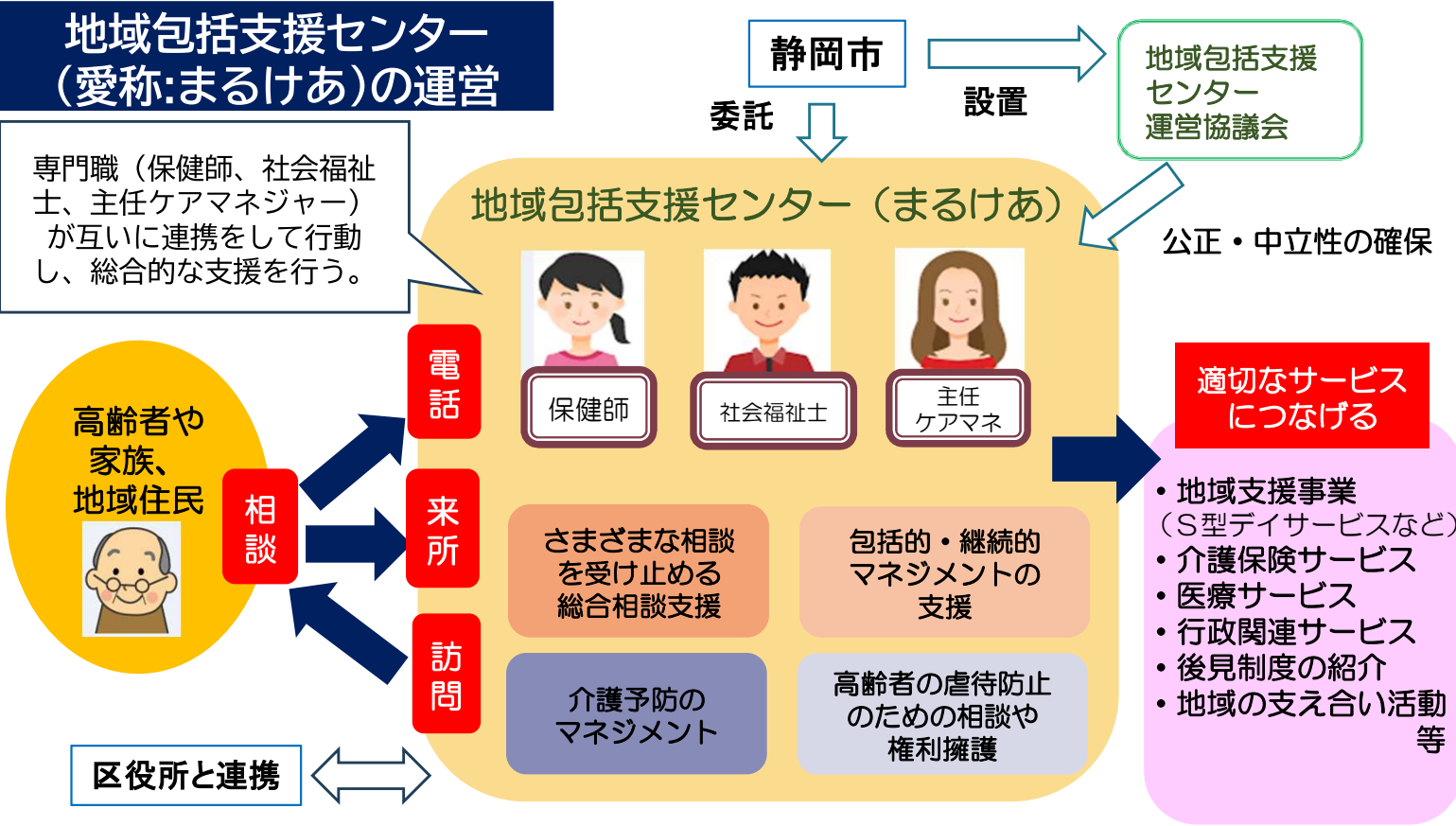
- 【医療・介護の専門職が連携して必要なサービスを切れ目なく提供するためのさらなる体制整備が必要】
- ▼後期高齢者人口の増加に伴い、医療・介護を必要とする人が増加する見込み。
- ▼市民が住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら在宅医療・介護連携体制の強化が必要。
- ▼認知症の方も年々増加。認知症本人やその家族が希望をもって暮らし続けることができるよう、本人の尊厳を尊重した医療・介護サービスの提供に向けた環境確保が必要。

主な取組

- ▼病院や地域包括支援センター等に対して、かかりつけ医の紹介や介護サービスの手配等に関する助言、関係機関との調整など行うスーパーバイザーを配置。
- ▼要介護認定非該当の末期がんの方に対する在宅介護を支援（介護保険と同等のサービスを実施）。
- ▼介護現場のDXを推進し、介護の質や安全性の保持・向上、介護現場の負担を軽減。

7-2 包括的支援体制の整備(地域包括支援センター)

●高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、「地域包括ケア」を実現する中核機関として、30の地域包括支援センター(愛称:まるけあ)を設置。同センターは、介護保険制度による公的サービスのほか、地域の多様な社会資源を活用し、高齢者等に対する包括的・継続的な支援を実施している。



【取組の効果】

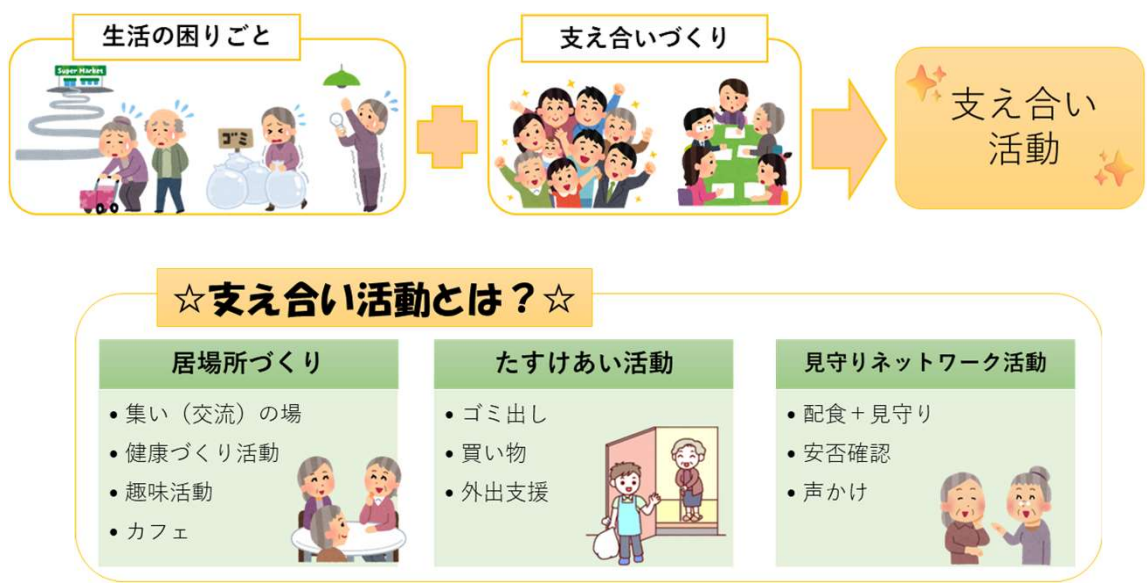
▼市内にある30の日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターを設置(井川圏域を除く。井川、由比には窓口を設置)。地域の高齢者等の身近な相談窓口として定着しており、また、相談後の伴走支援を含めた総合的な支援を行う支援機関としての機能を果たしている。

7-3 包括的支援体制の整備(生活支援体制整備)

● 少子高齢化が進む中、地域の多様な主体による高齢者の居場所づくりや生活支援等、地域での支え合いの仕組みづくりを進める必要がある。

生活支援コーディネーターを通じた生活支援体制の整備

- ▼ 高齢の単身世帯や夫婦のみの世帯、また認知症となる人が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、地域での見守りや生活支援など、地域での支え合いの重要性が増してきている。
- ▼ 地域のボランティアのほか、自治会、地区社協、民生委員、市民活動団体、民間企業など多様な主体による、地域での支え合いの体制づくりのため、「生活支援コーディネーター」を各区及び30の日常生活圏域ごとに配置。
- ▼ 生活支援コーディネーターが、地域資源の把握、地域の関係者のネットワークづくり、地域の困りごとのニーズと支援サービスとのマッチング等、支え合い活動の創出につなげる支援を行っている。



（支え合い活動による移動販売車）

【取組の効果】

▼ 生活支援コーディネーターの関与により、新たな支え合い活動(居場所、生活支援、見守り等)が、2022年度から2024年度までの3年間で40件創出されている。

現 状

- ▼これまで、高齢者等が自身で医療上の判断ができない場合の治療・終末期医療の判断、入居の際の身元保証、死後の葬儀・支払い・届出等、高齢者等に“もしも”のことがあったときの対応については、主に家族・親族がその役割を担ってきた。
- ▼しかし、高齢者ひとり暮らし世帯の増加、50歳時未婚率の上昇等により、家族・親族頼みの対応では困難なことが多くなっており、今後、こうした事態がますます深刻化することが見込まれる。

<市の現状>

・高齢化率の上昇	30.2%(2020年) → 31.5%(2025年推計)
・高齢者ひとり暮らし世帯の増加	16.5%(2020年) → 18.8%(2023年)
・50歳時未婚率の上昇	男性:25.0%(2015年) → 27.2%(2020年) 女性:15.4%(2015年) → 17.6%(2020年)

課題(未来のあんしんのために)

<寄せられている声の一部>

- ▼元気なうちに“もしも”のときの準備をしたいが、何から始めればいいのか、どこに相談したらいいか分からない。
- ▼“もしも”のとき、家族・親族に負担をかけたくない。
- ▼独り身で、亡くなってから、葬儀や家財処分等、事業者と契約したとおりの対応がなされるか不安、信頼できる事業者が知りたい。
- ▼“もしも”のときには、自分の財産を若い世代のために使ってほしい。
- ▼“もしも”のときを支えるための事業活動を、行政にも認めてほしい。



市として、終活を通じて、未来のあんしんに向けた取組を進めるとともに、市民の思いを次世代につないでいく必要がある。

8-1-2 終活支援

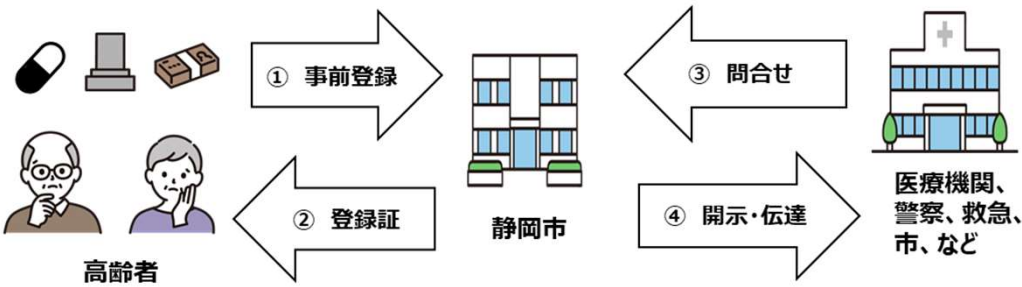
これまでの取組(2023年度～)

- ▼終活に対する知識・理解と実践を促進
 - ・市で作成したエンディングノートの配布を通じ、市民が終活の知識や取組方法を理解し実践できる機会を提供 エンディングノート配布実績:17,500冊(2025年3月末現在)
- ▼終活支援優良事業者認証事業
 - ・市民が安心して終活支援事業者を利用できるよう、市の基準を満たす事業者を「終活支援優良事業者」として認証 認証事業者:2者 (2025年3月末現在)



新たな取組 (2025年度～)

- ▼終活相談窓口の設置(2025年4月開始)
 - ・各区役所に相談窓口を設置するとともに、市役所内に終活支援を取り扱う部署を新設
- ▼終活情報登録・伝達事業 (2025年4月開始)
 - ・高齢者から終活情報(緊急連絡先等)をあらかじめ市に登録してもらい、事故や病気等、“もしも”のときに自身で意思表示ができない場合には、事前に本人から指定された人や医療機関等に対して、市が本人に代わりその情報を伝えることで、本人の意思に沿った対応ができるようにする。



- ▼エンディングプラン・サポート事業 (2025年度中に開始予定)
 - ・高齢者が、生前に事業者と葬儀や家財処分等に関する契約を結ぶ際や、本人がお亡くなりになったときに契約どおりの対応がなされているか、市が見届ける。

03 障がい者共生・障がい福祉

～障がい者の多様な暮らしを支えるきめ細かい支援体制の構築～

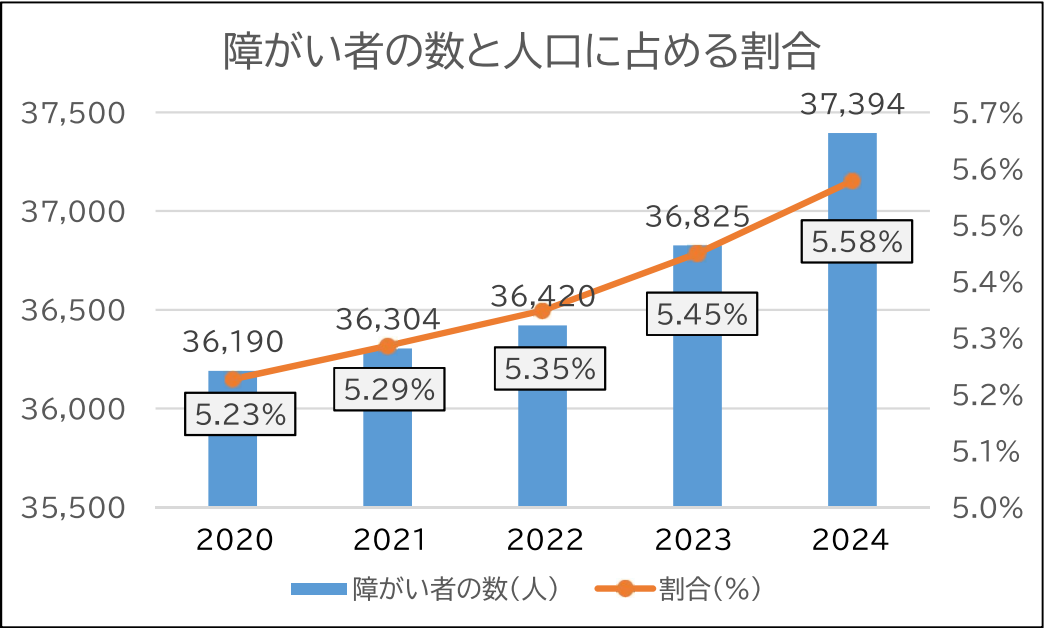
- 1 基礎情報
- 2 計画等における成果目標とその達成状況
- 3 支援ネットワーク構築
- 4 障がい者就労支援
- 5 障がいの理解促進

1-1-1 基礎情報

- 静岡市の人口減少が進む一方で、障がい者の数は増加傾向にあり、障害福祉サービス等の需要は、今後一層高まると見込まれる。
- 障がい種別で見ると、身体障がい者は減少し、知的障がい者、精神障がい者が増加している。

静岡市における障がい者数の推移

年度		2020	2021	2022	2023	2024
障がい者数(人)	身体	23,440	23,201	22,847	22,500	22,175
	知的	6,989	7,168	7,427	7,529	7,734
	精神	5,761	5,935	6,146	6,796	7,485
	総数	36,190	36,304	36,420	36,825	37,394
人口(人)		692,374	686,746	680,913	675,610	670,258
人口に占める障がい者の割合(%)		5.23	5.29	5.35	5.45	5.58



出典
障がい者数:静岡市の健康福祉
人口:静岡市ホームページ

1-1-2 基礎情報

- 静岡市における支給決定者(障害福祉サービス等の利用ができる方)の数は、増加傾向にある。
- 自立支援給付費等(障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むため、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を利用した場合に、当該障害福祉サービス等を提供した事業者に対して静岡市が支払う費用)も、増加傾向にある。

静岡市における支給決定者数の推移

単位:人

年度	2020	2021	2022	2023	2024
障がい者	5,006	5,227	5,480	5,817	6,205
障がい児	2,156	2,463	2,894	3,305	3,787

備考 表中の人数は、各年度の4月1日時点の人数

静岡市における自立支援給付費等の支出額の推移

単位:億円

年度	2020	2021	2022	2023	2024
障がい者に対するサービス分	116	125	136	150	171
障がい児に対するサービス分	36	44	53	62	73
合計	152	169	189	212	244

2-1 計画等における成果目標とその達成状況(一部抜粋)

- 障害福祉サービス等を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保していくために、障害者総合支援及び児童福祉法の規定に基づき策定する「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」において、7項目の成果目標を、国の基準に準じて設定している。
- そのうち、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」と「福祉施設から一般就労への移行等」については、目標値を達成していないことから、今後、更に支援を充実させる必要がある。

【成果目標の達成状況】

福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値 (2023年度までの累計)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2023年度 までの累計	達成率 (2023年度までの累計)
25人	7人	5人	2人	2人	16人	64.0%

▼各種サービスを充実させていくほか、支援ネットワーク構築(後述3-1-1)により、市内の障害者支援の機能拡充及び面的な支援体制の整備を進める。

福祉施設から一般就労への移行等(各年度)

項目	目標値 (2023年度時点)	2021年度	2022年度	2023年度	達成率 (2023年度時点)
就労移行支援	111人	84人	62人	87人	78.4%
就労継続支援A型	24人	24人	19人	23人	95.8%
就労継続支援B型	15人	14人	10人	18人	120.0%

▼ICTツールを活用したアセスメントを踏まえ、障がい者の職場選択や職場定着の精度を高める取組を実施。当該事業の成果を活かし、2025年10月から始まる新たな障害福祉サービス「就労選択支援」をより効果的に実施することで、障がい者の希望や能力に応じた就労を促進する。

3-1 支援ネットワーク構築

地域生活支援拠点等の機能拡充による支援ネットワーク構築

▼障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため、4つの機能※を持つネットワークを構築している。

※「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」

目的

- ▼障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えるとともに、入所施設や病院からの地域生活への移行や、親元から一人暮らし等へ安心して移行をできるよう、地域全体で障がい者を支える体制の整備が求められている。
- ▼調整役としてのコーディネーターを配置することにより、地域における支援体制の面的な整備を行い、地域のネットワークを形成し、障がい者の暮らしを支える。

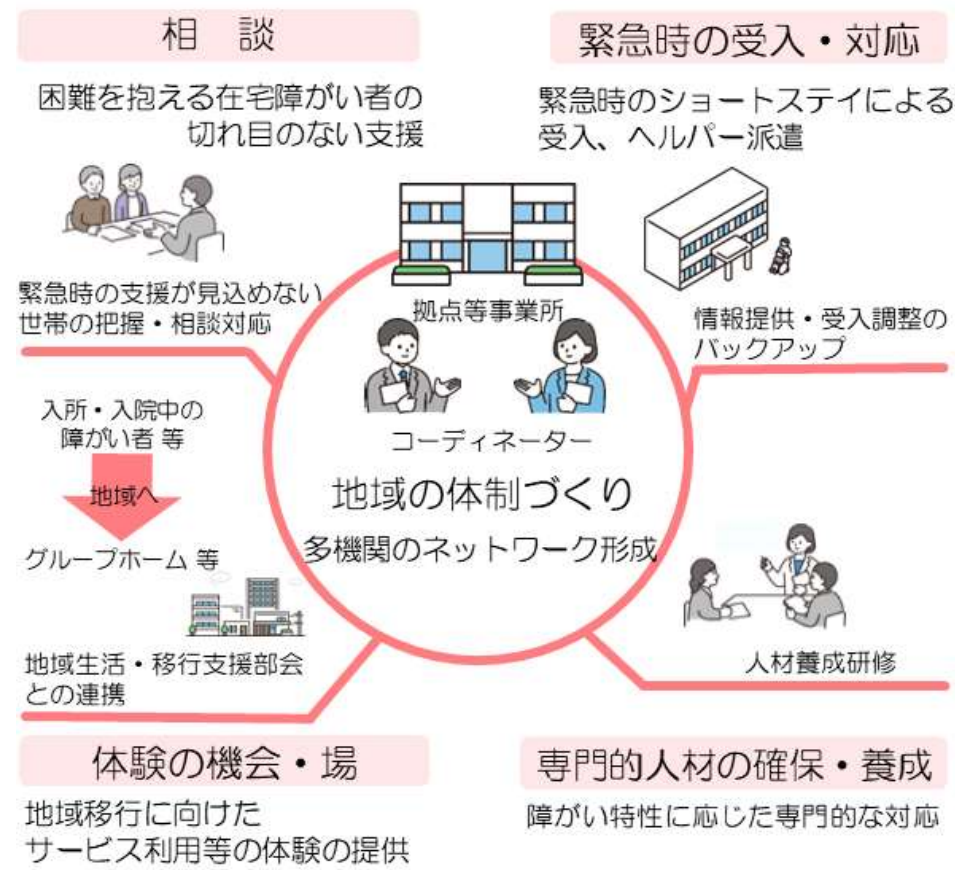
主な取組

- 【相談】 出張相談会、制度の勉強会
- 【緊急時の受入・対応】 短期入所事業所における空床情報共有ツールの活用促進
- 【体験の機会・場】 グループホーム見学ツアー、障害福祉サービス事業所等連絡会
- 【専門的人材の確保・養成】 移動支援従事者養成研修

【取組の効果】

▼地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を増やすことで、障がい者が地域において安心して自立した生活を営むための体制を整備する。これにより、2026年度末までに「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」の目標値である入所施設等から地域生活への移行者数33人を目指す。

→2026年度に市内の地域生活支援拠点等の整備状況について評価を行い更なる体制整備を進める。



4-1 障がい者就労支援

- 民間企業等での就労を希望する障がい者に対し、職場・職種の選択や定着のため、「障がい特性の見える化」を軸とした就労アセスメント(就労面や生活面に関する情報を客観的に把握すること)を実施する。
- 障がい者就労支援事業所や民間企業等に対して、就労アセスメントの方法等について研修を実施することで、障がい者の福祉サービス利用(福祉的就労)から一般就労へのスムーズな移行を支援する。

現 状

- ▼就労系障害福祉サービス利用終了者に占める一般就労移行者の割合は低水準(3割程度)で推移
- ▼定性的な就労アセスメント手法が一般的である
- ▼就労アセスメント結果が外部に共有されておらず、障がい者の一般就労に活用されていない

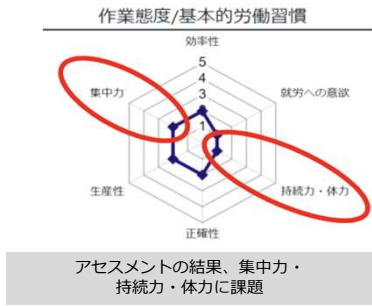
主な取組

- ▼定量的な就労アセスメントを実施するためのICTツール導入・活用の普及

目指す姿

- ▼障がい者の希望や能力に応じた社会参加の実現

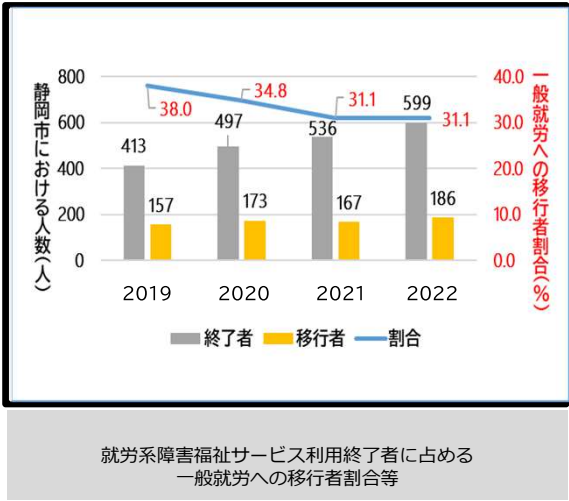
アセスメント結果と
就労の実現に
活かした例



合理的配慮として、ホワイトボードによる作業可視化



本人の希望や就労能力等に応じた就労の実現



【取組の効果】

- ▼定量的な就労アセスメントツールを導入することで、就労アセスメント結果を仕事のマッチングや職場での合理的配慮に活用することで、障がい者の一般就労を促進し、また、一般就労後の定着率を高める。
【就労系障害福祉サービス利用終了者に占める一般就労移行者の割合40%、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合30%の達成(「静岡県障がい者共生のまちづくり計画」目標値)】
- ▼2025年10月から、新たな法定サービスとして「就労選択支援」が開始される。「就労選択支援」利用者をはじめとして、障がい者の職場・職種選びや定着において、支援方策の一つとして活用されるよう、成果の共有等に取り組んでいく。

5-1 障がいの理解促進

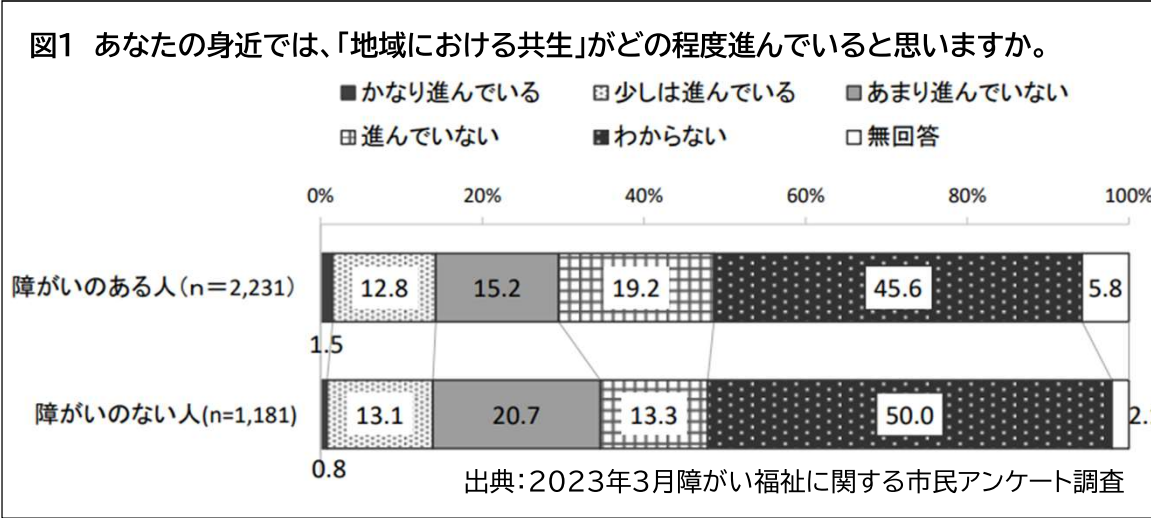
●障がいの有無にかかわらず、市民が多様な障がいについて理解を深める取組を行うことにより、障がいのある人にとっても暮らしやすい、共生のまちの実現を目指す。

課題

▼「地域における共生」が進んでいると感じている市民の割合について、2030年度に 30% となることを目指して取り組んでいる。2022年度において、障がいのある人で14.3%、障がいのない人で14.9%であり、2013年度の14.5%からほぼ横ばいで推移している。
(図1参照)

主な取組

- ① 障がい全般に関する啓発
 - ▼障害者週間(12/3~12/9)関連事業
(ホームタウンチーム※の試合等での啓発動画放映、3区街頭啓発活動)
※静岡市を本拠地として活動し、各スポーツ種目の国内トップリーグ等への加盟等をし、スポーツを活かしたまちづくり・ひとづくりのための取組を静岡市と連携・協働するチーム
 - ▼心の輪を広げる障害者理解促進事業(作文・ポスター募集、心のバリアフリーイベント)、市政出前講座
- ② 障がい者差別の解消に向けた啓発
 - ▼イベント等での啓発品配布(TGCしずおか、心のバリアフリーイベント)
 - ▼障害者差別解消支援地域協議会(事例共有、関係者意見の聴取等)
- ③ 手話に関する啓発
 - ▼ホームタウンチームの試合等でのPR動画放映 ・ 手話言語の国際デーライトアップ関連事業 ・ 子ども手話教室
- ④ 発達障がいに関する啓発
 - ▼世界自閉症啓発デー(4/2)及び発達障害啓発週間(4/2~4/8)関連事業(ホームタウンチームの試合等での啓発、ライトアップ)
 - ▼こどもの個性や特性、これまでの育ちを記録するサポートファイルの普及・啓発、ペアレントメンター・地域サポーター養成研修



【取組の効果】
▼ 障がいのある人にとっても、暮らしやすい共生のまちの実現に向けて、障がい者団体等と協力して情報発信する機会を増やしている。
(目標:地域における「共生が進んでいる」と感じている市民の割合 30%達成)

04 健康な暮らしづくり ～生涯を通じた心身の健康づくり～

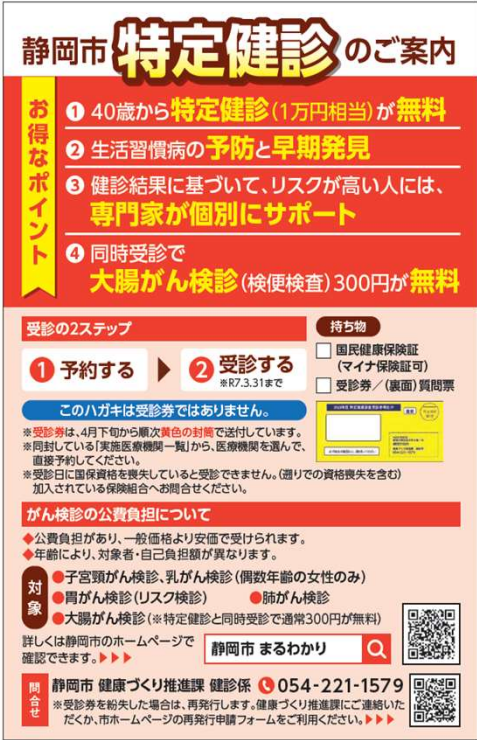
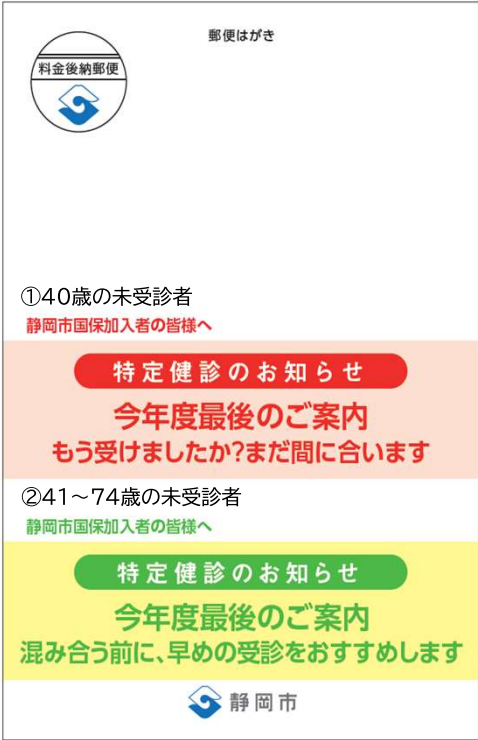
- 1 特定健診
- 2 歯科口腔保健支援
- 3 食育の推進
- 4 生活習慣病発症・重症化予防施策
- 5 がんの予防・早期発見・患者等の支援
- 6 疾病の発症予防・早期発見
- 7 依存症対策

1-1-1 特定健診

●生活習慣病予防のためにメタボリックシンドロームに着目した健診を行うもので、40～74歳の国民健康保険加入者を対象に特定健康診査、75歳以上には後期高齢者健康診査を実施している。

受診率向上策

- ▼データヘルス計画に基づき、毎年度受診率目標値を設定している。
- ▼受診率を向上させるには、これまでの事業を継続するだけでなく、新たな視点での受診率向上策の検討や実施が必要である。
- ▼2024年度は、「今年度から初めて特定健診の対象となる40歳の健康診断未受診者」及び「41～74歳の、2023年度及び2024年度に、生活習慣病で医療機関を受診しておらず、かつ健康診断未受診者」あてに受診勧奨を行った。



受診勧奨はがき

【取組の効果】

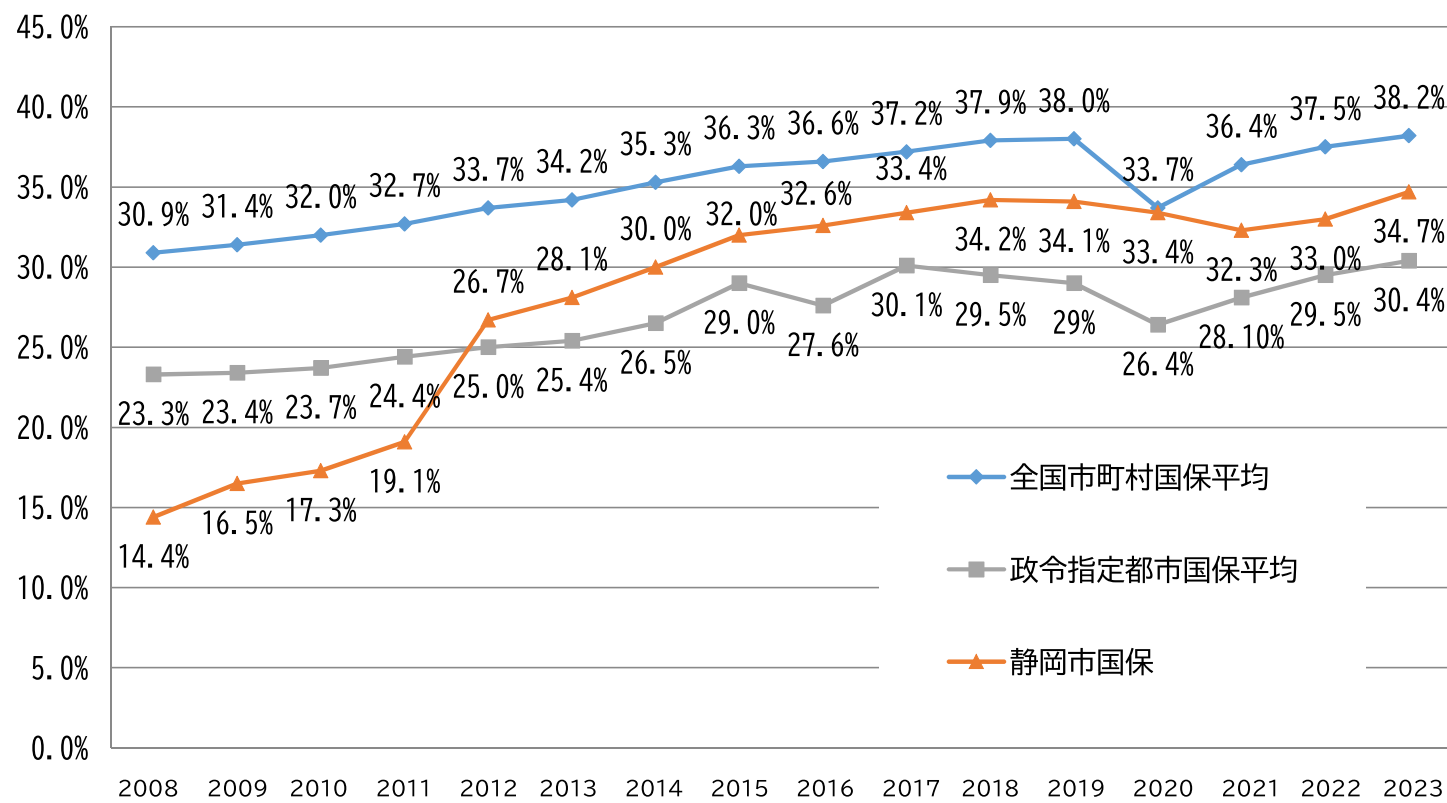
▼「成人健診まるわかりガイド」の全戸配布や特定健診ポスターを作成して周知啓発を図り、データヘルス計画の目標値 2024年度34.2%、2025年度35.5%、2026年度36.8%、2027年度38.1% を目指し、健診事業に取り組んでいく。

1-1-2 特定健診

現 状

- ▼国の第4期特定健康診査等実施計画で受診率目標値を保険者全体で70%以上、うち市町村国保については60%以上と設定しているが、静岡市の2023年度の受診率は34.7%となっている。
- ▼受診率向上に向け、静岡県支援事業を活用し、より効果的な受診勧奨方法を検討・実施していく。

特定健診受診率の推移(2008～2023)



厚労省HP全国健康診査実施状況等に基づき健康づくり推進課で作成

2-1 歯科口腔保健支援(国保データベース(KDB)を活用した咀嚼不良者に対する歯科健診受診勧奨)

●特定健康診査の問診票において「噛めない」と回答したにもかかわらず、歯科医院を受診していない国民健康保険加入者に対し、歯科健診の受診を促す取組を実施している。

【2024年度の取組】

▼2023年度に特定健康診査を受診した40～70歳の静岡市国民健康保険加入者のうち、以下の条件を満たす1,036名に対し、歯科受診勧奨チラシおよび歯科医療機関一覧を2024年9月末に送付

(対象者)

①特定健康診査質問票の「食事を噛んで食べる時の状態はどれにあてはまりますか」という質問に対し、「歯や歯ぐき、噛み合わせなど気になる部分があり、噛みにくいことがある」または「ほとんど噛めない」と回答した者

②2023年度中に歯科受診(歯科レセプト)の記録がない者

	送付者	受診者	受診率
40-44歳	33	6	18.2%
45-49歳	47	10	21.3%
50-54歳	97	20	20.6%
55-59歳	114	16	14.0%
60-64歳	163	31	19.0%
65-70歳	582	90	15.5%
計	1,036	171	16.5%

特定健康診査の問診票で…「食事をかんで食べるときはどのくらいかみやすいですか?」に対して「歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分がありかみにくいことがある」または、「ほとんどかめない」と回答されたあなたへ

この1年間、「歯科の受診がない」ため心配しています!!

歯が抜けたままになっていませんか?
「1本くらいなくて大丈夫!」と思っていませんか?

Q 噛めない状態を放置するとどうなりますか?
A お口の問題にとどまらず全身状態に影響が出ます!!

認知症

歯がほとんどなく入れ歯の使用がないと認知症になるリスクは

1.9倍

転倒

歯の本数が19本以下かつ、入れ歯の使用がないと転びやすさは

2.5倍

要介護

歯の本数が、19本以下だと、20歳以上の人と比べ要介護認定リスクは

1.2倍

低栄養

肉や魚などのタンパク質摂取量が減り、栄養状態が悪化、体重が減少する

すでに受診済の方も定期的な受診をオススメします

まずは歯科医院を受診しましょう

STEP1 歯科医院を予約

月 日 () 時 分

STEP2 歯科医院にてお口の状態チェック

STEP3 必要に応じて歯科治療

お問合せ先

静岡市 静岡市健康づくり推進課 口腔保健支援センター TEL.054-249-3175

静岡市歯周病検診のお知らせ (40歳からの歯科健診)

最大600円でむし歯の有無や噛み合わせ、代表歯6本の歯周病検査を受けられます。

こんなのにあすめ!

- 口の状況を把握したい
- 安価で受診したい
- 検診で雰囲気を知りたい

詳しくは、同封資料の「静岡市歯周病検診のご案内」をチェック

出典:日本歯科医師会テーマパーク2020ほか

【取組の効果】

▼2023年12月末時点で、対象者のうち171名が歯科受診(歯科レセプトあり)をしており、勧奨の効果が一定程度認められた。今後もレセプト情報を活用し、事業の効果検証を継続していく。

3-1-1 食育の推進

●地域特有の健康課題の改善と食育活動の活性化を目指し、家庭・教育機関に加え飲食業界も巻き込んだ多角的な食育事業を展開している。食を通じて、健康づくりとまちづくりの両立を図っていく。

しずおかカラダにeat75事業

▼若い世代の食への関心低下や野菜不足などの課題に対応し、教育機関や企業等と連携して測定・試食・講座・体験学習などを展開することで、若い世代から食育環境の底上げを図っている。

【2024年度の様子】

○大学の食堂で野菜摂取量の測定会を実施



○企業に出向き新人職員に食生活改善講座を実施



【取組の効果】

- ▼若年層における食習慣の改善・定着に加え、教育機関や企業における食育への認知度向上が図られ、健康指標の向上や地域連携の強化にもつながる。
- ▼さらに、継続的な測定結果の蓄積により、エビデンスに基づいた政策提言が可能となる。

静岡シチズンカレッジ「こ・こ・に」ヘルシー食deブランディング飲食関係者向け専門講座

▼飲食店が健康に配慮したメニューを提供できるよう、医療・栄養・調理・マーケティングの基礎を学べる講座を開講しています。外食・中食を通じて、自然と健康になれる食環境づくりを進めています。

【商品化されたメニューの一例】



← 体をつくるたんぱく質をメインに「鶏チャーシューと豚そぼろの
パワーチャージ丼」

腸内活動の向上 →
を目指した
「きのこときな粉の
甘酒グラタン」



← 疲労回復に効果のあるビタミンに特化「1/2日分のビタミンが摂れる弁当」

【取組の効果】

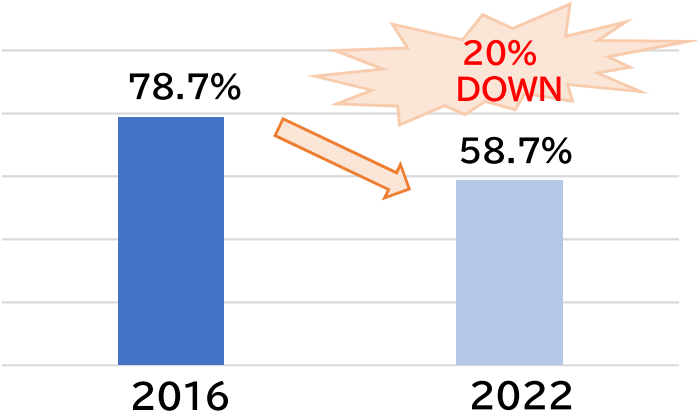
- ▼飲食店向け講座を継続することで、健康配慮メニューの定着と提供が進み、地域全体で自然と健康になれる食環境が広がる。

3-1-2 食育の推進

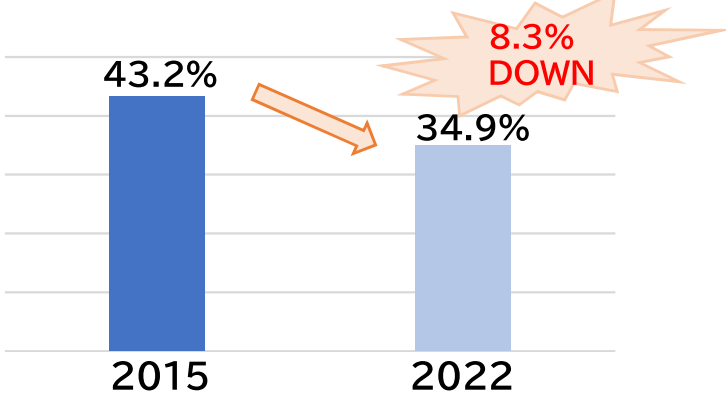
現 状

2022年度に実施した「健康・教育に関する意識・生活アンケート調査」より抜粋

食育に関心を持つ20～30歳代の割合



バランス良い食事を1日2回以上
ほぼ毎日食べている20～30歳代の割合



▼20～30歳は食への関心が低く、進学や就職による環境の変化から食生活が乱れやすい

昼食及び夕食で1週間のうち、飲食業(外食や中食など)を利用した市民の割合

昼食	年齢	家庭・給食など	飲食業界	夕食	年齢	家庭・給食など	飲食業界
	4歳～12歳	86.6%	13.4%		4歳～12歳	82.3%	17.7%
	12歳～19歳	78.5%	21.5%		12歳～19歳	86.5%	13.5%
	20代	60.4%	39.6%		20代	78.4%	21.6%
	30代	60.4%	39.6%		30代	76.9%	23.1%
	40代	58.0%	42.0%		40代	76.6%	23.4%
	50代	56.4%	43.6%		50代	76.5%	23.5%
	60代	56.3%	43.7%		60代	76.9%	23.1%
	70代以上	62.4%	37.6%		70代以上	82.5%	17.5%

利用率平均41%

利用率平均22%

▼飲食業界への依存が高まる中、健康的な食環境づくりには、飲食店の健康配慮と行政の情報発信が重要

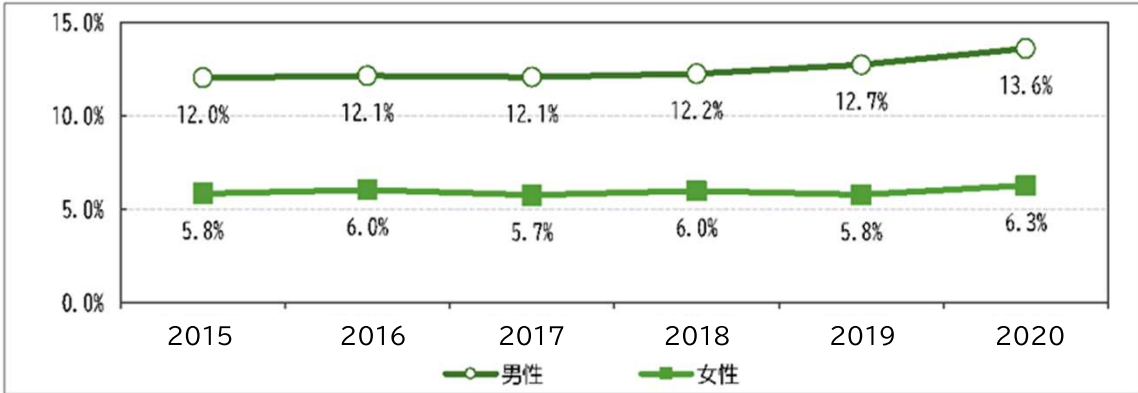
4-1 生活習慣病発症・重症化予防施策

●大学などの研究機関やサービス提供事業者等と連携し、デジタルデバイスを活用した生活習慣改善支援を行い、市民の健康状態や生活習慣の特徴を把握することで、エビデンスに基づいた糖尿病発症予防に向けた取組につなげる。

デジタルデバイスを活用した 保健指導サービスの導入支援の実証

- ▼静岡市の糖尿病有病者は増加傾向にあるが、初期の自覚症状が乏しく、血糖値が高い状態が続くと深刻な合併症につながる恐れがあり、発症予防の取組が必要。
- ▼糖尿病の発症を防ぐために、スマートバスマットなどのデジタルデバイスを使い、継続的なモニタリングとフィードバックを通じ、データに基づく保健指導サービスを試験的に導入し、その効果を検証する。

図表 34 糖尿病有病者の割合の推移



出典：静岡県特定健診・特定保健指導に係る健診等データ

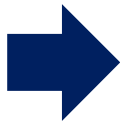
【取組内容】



継続的なモニタリング



データを元にした
アドバイス



データの分析

【取組の効果】

- ▼糖尿病発症リスクがあり、生活習慣を改善してみようと思うが行動変容に一步を踏み出せなかった人に対し、生活習慣の見直しを促進し、糖尿病の発症予防を目指す。
- ▼糖尿病の発症を1年間回避できると、1人あたり約70万円の医療費削減が見込まれる。
→3か月の保健指導サービスの利用後、1年及び3年後の効果を検証する。

4-2 生活習慣病発症・重症化予防施策

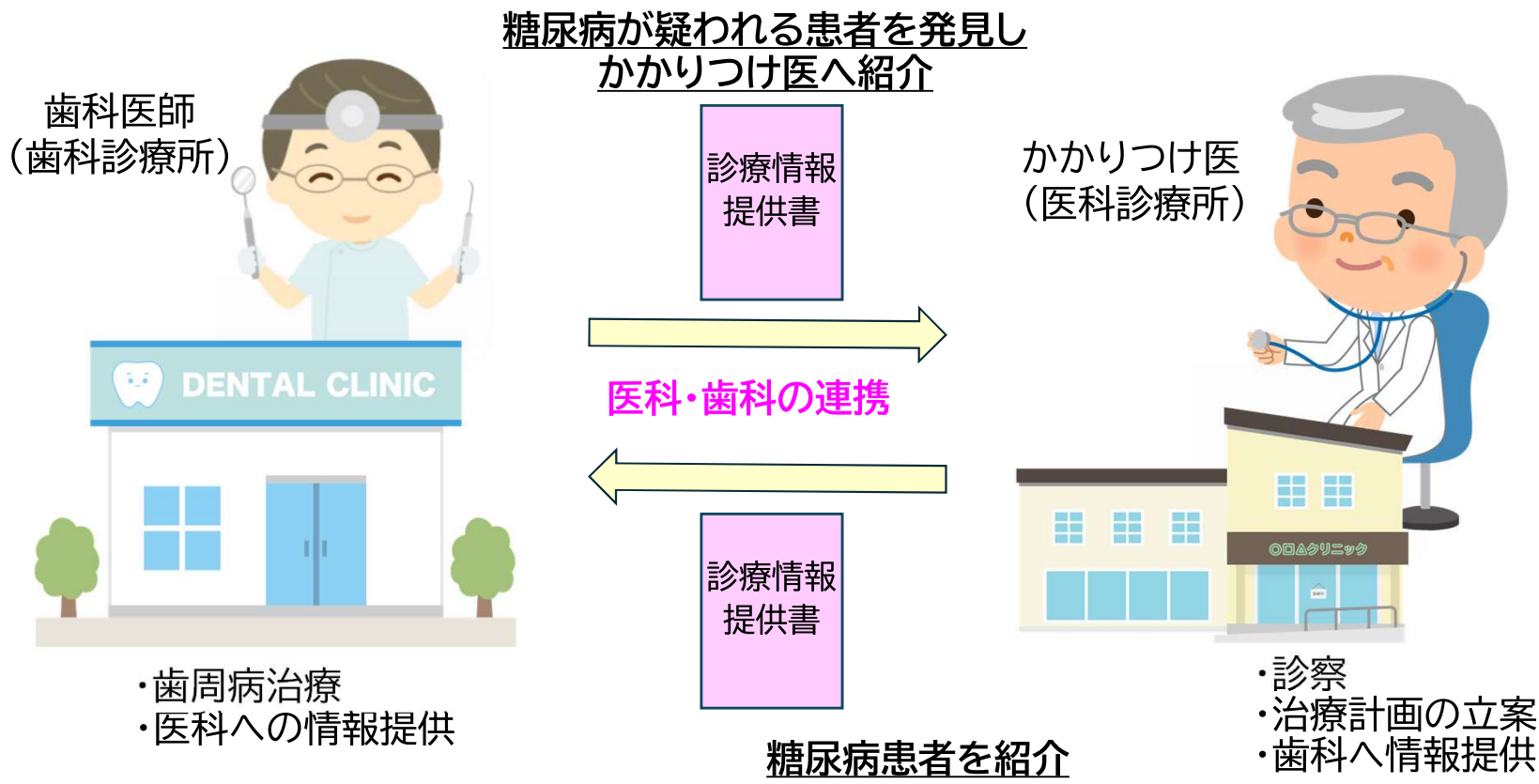
医科歯科連携システムの構築

かかりつけ医と歯科医師との連携による糖尿病の重症化予防に対する支援

●歯周治療によりHbA1c※が6.7→6.27へ改善されることが明らかになっている。歯科で糖尿病が疑われる患者を早期に発見し、かかりつけ医へ紹介することで、医科・歯科の連携体制を構築し、全身の健康を支える新たな医療モデルを推進する。

科学的知見：歯周治療によりHbA1cが6.7→6.27と改善

※ HbA1c(ヘムoglobin A1c)：過去1～2か月の平均的な血糖値を反映する血液検査の指標。6.5以上で糖尿病の可能性が高いとされる。



【取組の効果】
▼医科歯科連携のシステムの構築により、患者が必要とする治療を受けられる仕組みが整ってきている。
(連携システム参加医療機関) 歯科診療所:130(2025.4現在)

4-3 生活習慣病発症・重症化予防施策

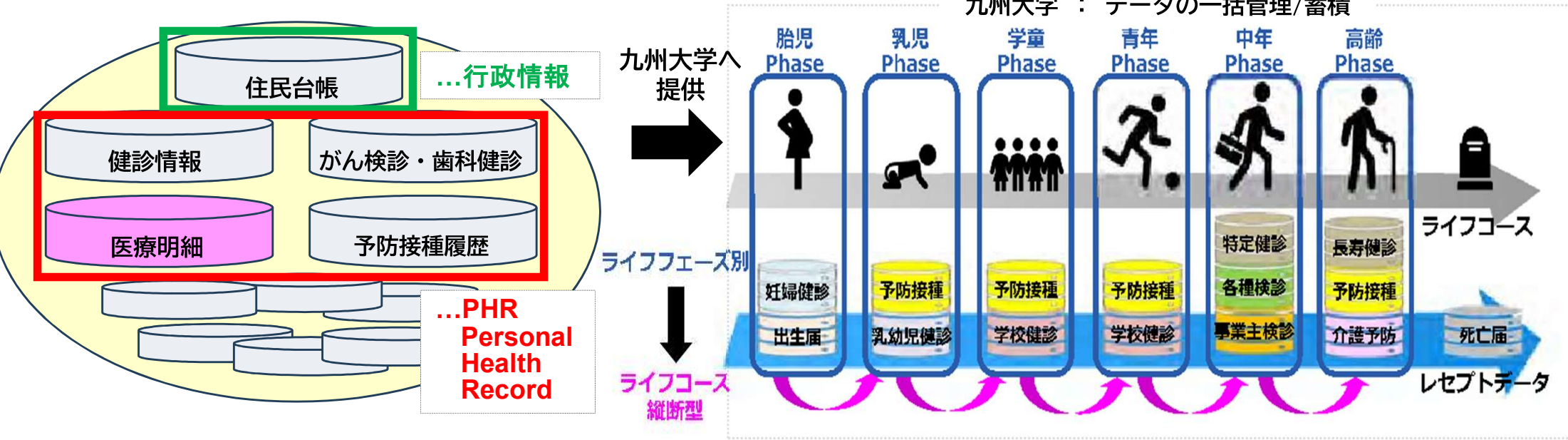
●大学・医療機関との連携により糖尿病を中心とした生活習慣病の発症予防・重症化予防に向けた取組・データ分析を実施し、エビデンスに基づいた効果的な生活習慣病予防対策につなげる。

静岡市民の行政情報とPHRのデータ蓄積・分析による地域特性にあった健康増進施策の立案

【九州大学との連携による大規模コホートへの参加(2024年～)】

- ▼市は行政情報(住所、性別、年齢、所得等)やPHRを保有
- ▼市の保有する個人情報、研究目的での外部提供が可能

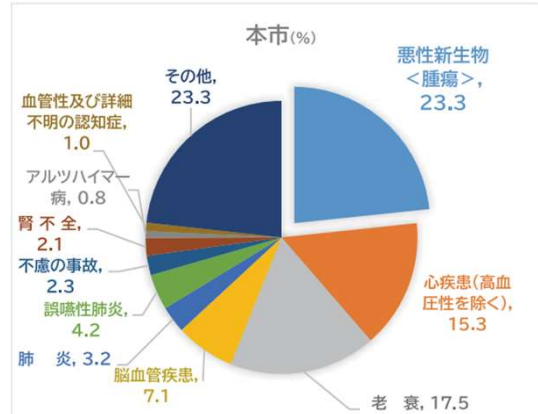
九州大学“LIFE Study”
行政情報と「地域住民の医療・介護・保健」データを収集・統合し
コホート研究を行うデータベース・プロジェクト



【取組の効果】
▼行政情報とPHRを一体的に分析することで、市民の健康状態を地域ごとの特性として把握できる。
▼静岡市におけるデータの蓄積及び分析が進むことで、今後静岡市の地域特性にあったライフコースに渡る健康増進施策の立案が可能となる。

5-1-1 がんの予防・早期発見・患者等の支援

- がんは、日本人の死因の第1位であり、生涯のうちに2人に1人以上（男性65.5%、女性51.2%）※が、がんにかかると推計され、静岡市においても死因の第1位（右図）であり、市民の生命や健康に対する脅威となっている。
- また、近年のがん医療の進歩により、がん患者の生存率は年々向上しており、がんにかかった後の生活の質の向上が、大きな課題の一つとなっている。



出典 「人口動態調査」(厚生労働省)(2022年)(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>)を加工して作成
※出典 国立がん研究センターがん情報サービス(2019年データに基づく)

がん対策推進計画

がん対策推進条例に基づき、がんの予防、早期発見、患者や家族の支援を実施している。

▼ 主な成果指標 年齢調整死亡率(75歳未満)の低減

【主な取組】

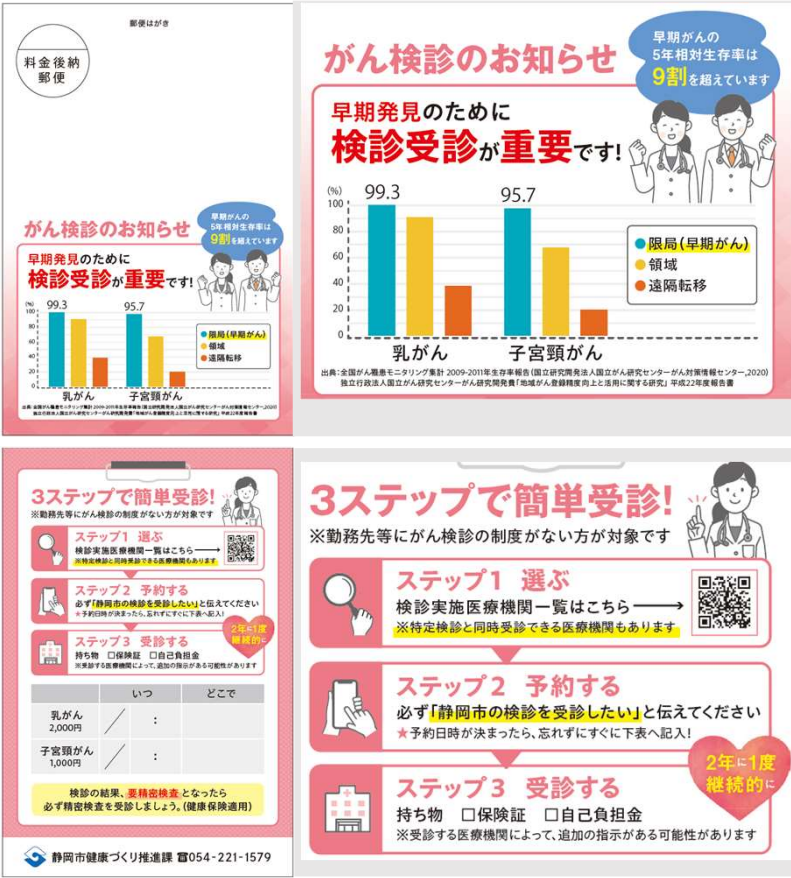


5-1-2 がんの予防・早期発見・患者等の支援

●がんは早期発見・早期治療により生存率が高まるため、検診の受診率向上を図る。

予防と早期発見

- ▼国の指針に基づき、勤務先等で検診制度のない方を対象に、がん検診を実施している。
- ▼2023年の部位別がん死亡者数第1位は、男性が肺がん、女性は大腸がんとなっている。
- ▼大腸がん罹患患者数は男女ともに増加傾向にあることから、特定健康診査と同時受診により自己負担金(300円)が無料になる事業を実施している。
- ▼受診勧奨事業としては、2024年度は女性42歳、男性50歳の市民全員を対象者とし、それぞれに応じた受診勧奨はがきを発送している。



早期がんの
5年相対生存率は
9割を超えてお
り、検診受診の重
要性を強調

3ステップで
受診できることを
明記し、
気軽に受診でき
ることを強調

(例)42歳女性へ発送した受診勧奨はがき

【取組の効果】

- ▼がんを早期発見・早期治療すれば、約9割が治るといわれている。(肺がんを除く)
5年相対生存率※ 胃がん96.7%、子宮頸がん95.7%、乳がん99.3%、大腸がん97.3%、肺がん83.5%

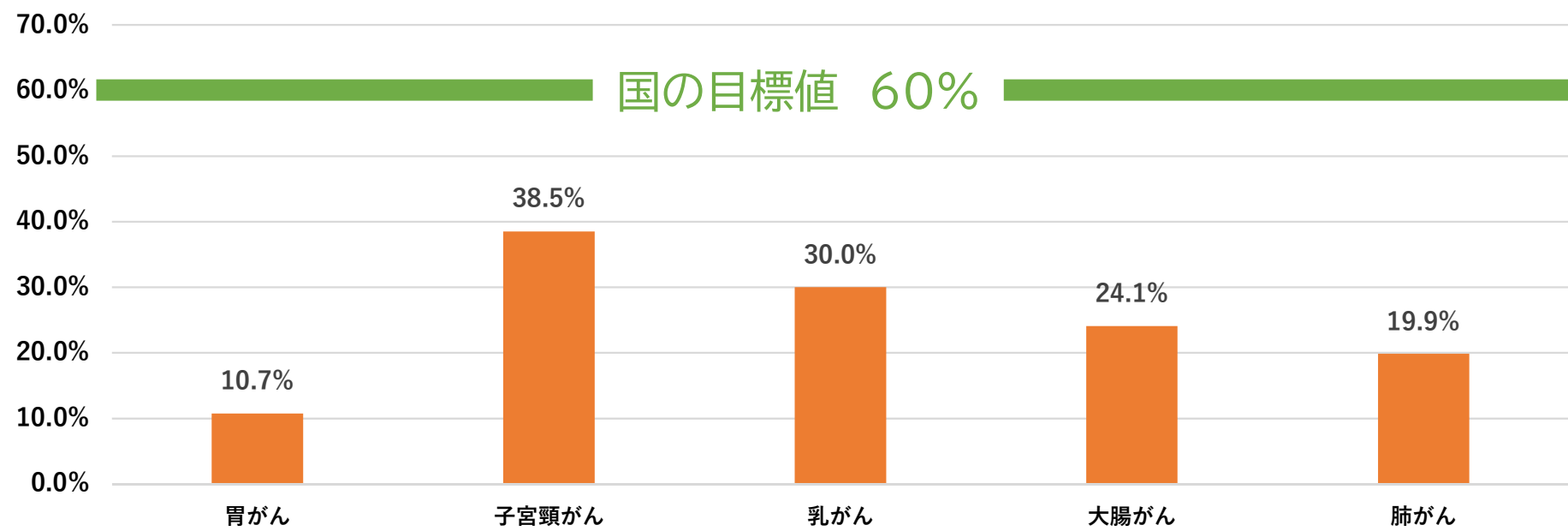
※相対生存率:がん以外の原因で亡くなる人の影響を除いた数値
(全国がん罹患モニタリング集計2009-2011年生存率報告(国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター,2020)独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成22年度報告書)

5-1-3 がんの予防・早期発見・患者等の支援

現 状

- ▼静岡市のがん検診(5大がん:胃がん、子宮頸がん、乳がん、大腸がん、肺がん)受診率は、国の目標値である60%と比較して、いずれのがん検診においても下回っている。
- ▼2023年度の市民意識調査では、健康なので受診する必要性を感じないという理由が多くあり、検診受診の重要性の周知向上が必要である。

がん検診受診率(2024年度)



2020年度国勢調査に基づき健康づくり推進課で作成

※受診率の分母となる推定対象者数＝市の人口－就業者数＋農林水産業者数 国勢調査(2020年度実施)の結果
※対象年齢＝胃がん:50-69歳(偶数年齢)、子宮頸がん:20-69歳(偶数年齢)、乳がん:40-69歳(偶数年齢)、大腸がん・肺がん:40-69歳

5-1-4 がんの予防・早期発見・患者等の支援

- がんに罹ったとしても、がん患者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、がん患者等の支援の充実を図る必要がある。

支援につなぐ取組

- ▼がんと共に生きる静岡市民を応援する特設ページ・ガイドブックを作成
- ▼がんサバイバー交流会の場の提供
 - ・がん患者とその家族が交流できる場を提供し、がん治療や療養生活などへの不安感を軽減を図る
- ▼「らしく、働く」環境を普及啓発
 - 事業所などを対象とした「治療と仕事の両立支援セミナー」の実施

ライフステージに応じて支える取組

- ▼若年がん患者等生殖機能温存治療費補助金
 - がん治療により生殖機能が低下し、又は失われる可能性があるとして医師に診断された43歳未満の方に対して、生殖機能温存治療費を補助する。
- ▼若年がん等在宅療養生活支援補助金
 - 回復の見込みがない若年がん患者に対して、居宅サービス等を利用する費用を補助する。
- ▼がん末期在宅介護支援事業
 - 介護保険の要介護(要支援)認定申請の結果、非該当になった末期がんの方に対し、在宅介護に必要なサービスの利用について費用の一部を補助する。
- ▼がん患者補整具購入費助成金
 - がん治療による外見の変貌により、それを補完する補整具(ウィッグ又は乳房補整具)の購入が必要となり又は必要になると想定される方に対し、購入する費用を助成する。

【取組の効果】

- ▼がん患者への支援を通じ、がん患者等が、治療と社会参加を両立する等生涯を通じて自分らしく生きることができる。

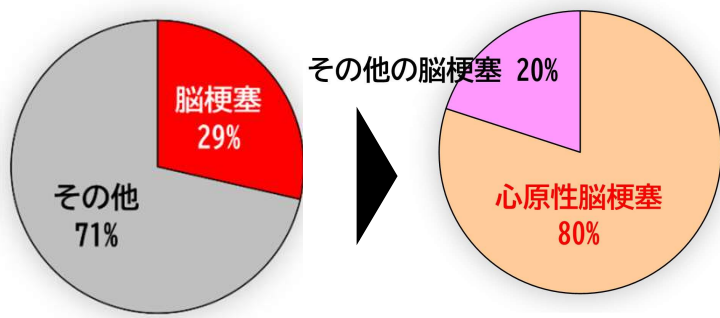
6-1 疾病の発症予防・早期発見（脳梗塞の発症予防に関する取組）

- 清水区において、大学・医師会・静岡市が連携し、脳梗塞の要因となる「心房細動」をAIとリモートテクノロジーにより早期発見・早期治療することにより、脳梗塞の発症予防につなげている。
- 今後は、対象者を清水区内から静岡市内全域の希望者に拡充していく。

清水区脳梗塞予防実証実験事業(SPAFS : Stroke Prevention by early detection of AF in Shimizu)

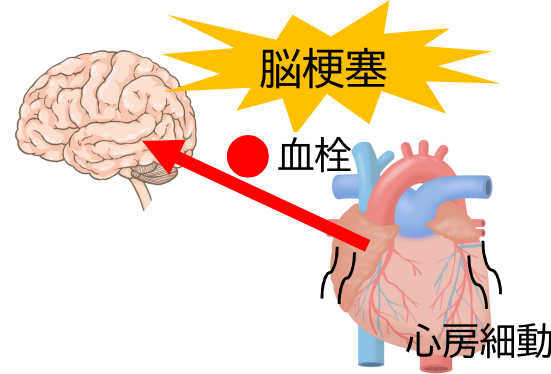
寝たきりの5人に1人は心原性脳梗塞

〈寝たきりの原因〉 〈脳梗塞の病型による寝たきりの割合〉

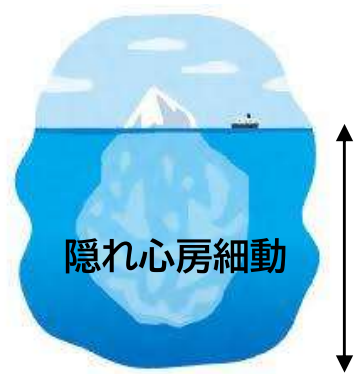


・心原性脳梗塞後、社会復帰できる確率は20%以下
・心原性脳梗塞後の5年生存率は約40%

脳梗塞と心房細動の関係



AIを活用した病気の発見



実験の流れ



これまでの成果

参加者数	7,371人
心房細動発見人数	16人

(2022.1~2025.3)

【取組の効果】

- ▼脳梗塞発症件数を減少することができる。個人のQOLの向上と医療費・介護費の削減につながる。
- ▼実証実験で発見された心房細動患者16人について、10年間で約4,000万円の医療費の削減が見込まれる。

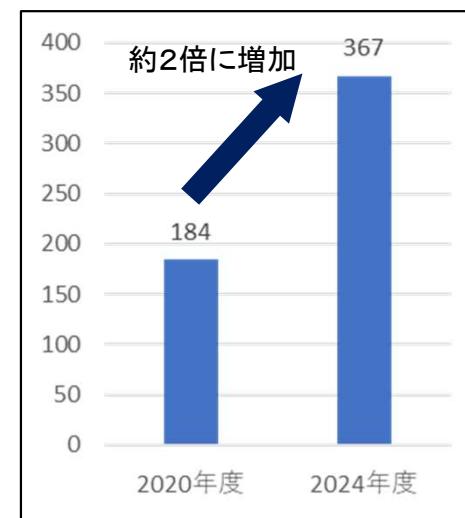
7-1 依存症対策

- 依存症は「孤立の病」とも言われ、社会的なつながりの中で依存症から回復していく。
- 依存症対策では、これまで自助グループ、家族会、回復施設等と連携して支援を行ってきたが、今後は専門医療機関も加え包括的な取組を行うことで、つながる支援、つながり続ける支援を強化する。

取組

- ①普及・啓発
 - ▼依存症関連問題研修会・年1回
 - ▼かかりつけ医等依存症対応力向上研修会・年1回
- ②相談支援等
 - ▼依存症相談(月・木・金)
 - ▼依存症家族教室(年6回)
 - ▼ギャンブル依存回復プログラム(全8回)
- ③連携強化
 - ▼依存症関連団体連絡会・年1回
(2025年度から依存症専門医療機関が新たに参加)

依存症相談(延べ件数)



こころの健康センター



05 地域医療

～地域医療・健康危機管理への対応～

- 1 医療提供体制
- 2 公立病院・公的病院の経営上の課題
- 3 救急医療体制等の確保
- 4 市立清水病院の経営改善
- 5 市立静岡病院の再整備
- 6 山間地における医療体制整備
- 7 健康危機管理体制の整備

1-1-1 医療提供体制

- 静岡県は医療法に基づき、入院医療を含む8つの包括的な保健医療サービスを提供する圏域(2次医療圏)を設けており、静岡市は単独で「静岡保健医療圏」を形成している。

現 状

【医療人材】

- ▼静岡市の医療人材は、人口10万人当たりで比較すると、薬剤師、看護師は全国を上回るものの、医師は全国並み、歯科医師は全国を下回っている。

【医療の提供状況】

- ▼静岡市内に住所を有する入院患者の93%が静岡市内の医療施設に入院しているなど、概ね静岡市内の医療機関において完結できている。
- ▼市内の総合病院は、公立病院及び公的病院でほぼ構成されており、医療提供体制を支えている。

課 題

【医療資源(医療施設、医療従事者、病床)の偏り】

- ▼静岡市の人口10万人あたりの医療資源(医療施設、医療従事者、病床)を区別で比較すると、葵区は全国平均を上回っているが、駿河区・清水区は薬局の施設数以外、いずれも全国平均を下回っており、県は、「静岡市駿河区」及び「静岡市清水区」を医師少数スポットに設定している。
- ▼一方、今後の人口減少を踏まえ地域医療構想では500床余りの病床が過剰となっている。
- ▼医療資源が葵区に集中している(駿河区、清水区の患者の3割～5割は葵区に入院している。)

【病院経営収支の悪化】

- ▼病院は物価高騰・人件費上昇に伴う支出増を診療報酬でカバーできておらず、また、コロナ禍を契機とした患者数の減少が回復できていないことなどにより収支が悪化している。
- 中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とした新たな地域医療構想を、国のガイドラインに基づき2026年度に県が策定する予定。市として、関係者が協議する場である調整会議への参画などを通じて、静岡市域の状況が的確に反映された構想となるよう求めていく。

1-1-2 医療提供体制

新たな地域医療構想

入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の課題解決を図るための地域医療構想へ
▼2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加、人材確保の制約、地域差の拡大が想定される。
▼こうした中、限られた医療資源で、増加する高齢者救急・在宅医療需要等に対応するため、病床の機能分化・連携に加え、医療機関機能(高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等)に着目し、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進する。

新たな地域医療構想における具体的な方向性

【地域の患者・要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想】

▼85歳以上の高齢者の増加に伴う高齢者救急や在宅医療等の医療・介護需要の増大等、2040年頃を見据えた課題に対応するため、入院に限らず医療提供体制全体を対象とした地域医療構想を策定する。

【今後の連携・再編・集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築】

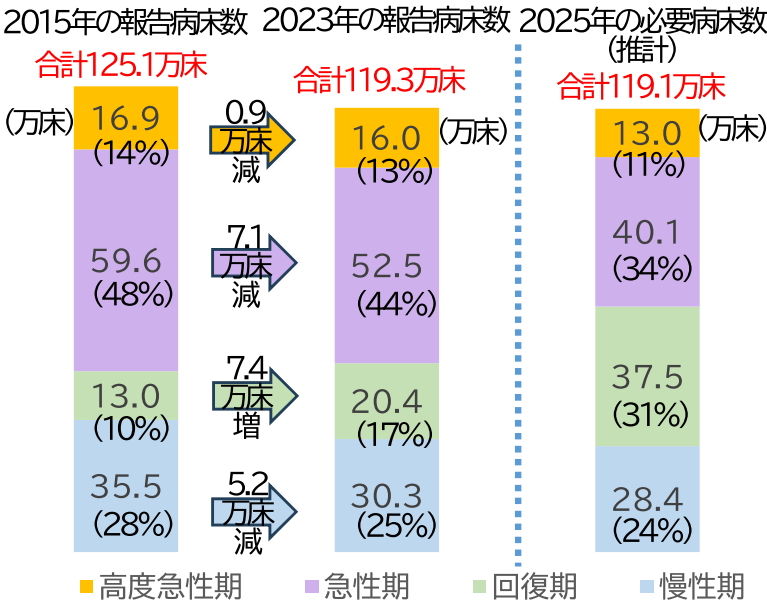
▼病床機能だけでなく、急性期医療の提供、高齢者救急の受け皿、在宅医療提供の拠点等、地域で求められる医療機関の役割も踏まえ医療提供体制を構築する。

【限られたマンパワーにおけるより効率的な医療提供の実現】

▼医療DXや働き方改革の取組、地域の医療・介護の連携強化等を通じて生産性を向上させ、持続可能な医療提供体制モデルを確立する。

※都道府県において、2026年度に新たな地域医療構想を策定し、2027年度から取組を開始することを想定している。

現行の地域医療構想における
＜全国の報告病床数と必要病床数＞



※病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それぞれ計算方法が異なることから、単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要である。

(厚生労働省資料(2024年11月8日第11回新たな地域医療構想等に関する検討会資料)を基に静岡市保健衛生医療課で加工)

1-1-3 医療提供体制

日本の医療提供体制の特徴



三次医療の問題を持った患者
(さらに高度先進医療が必要な患者)

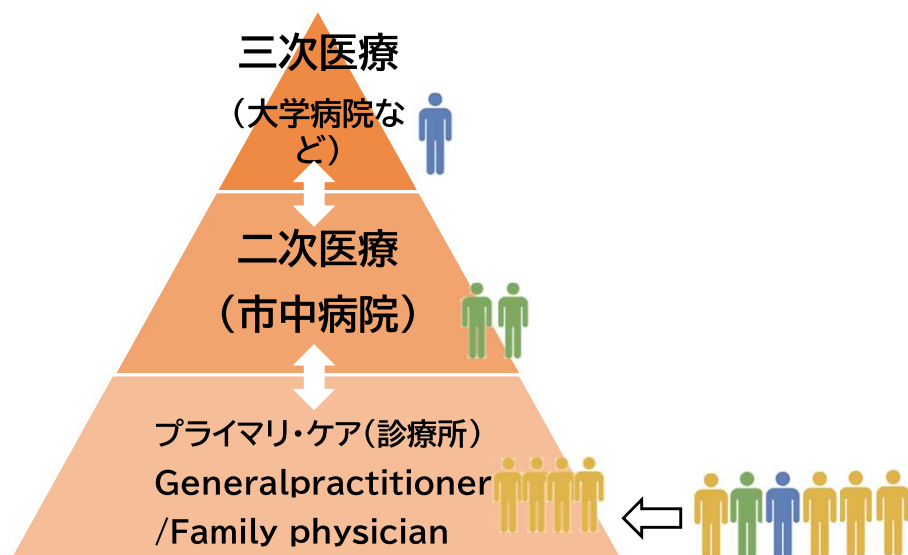


二次医療の問題を持った患者
(入院／専門外来)



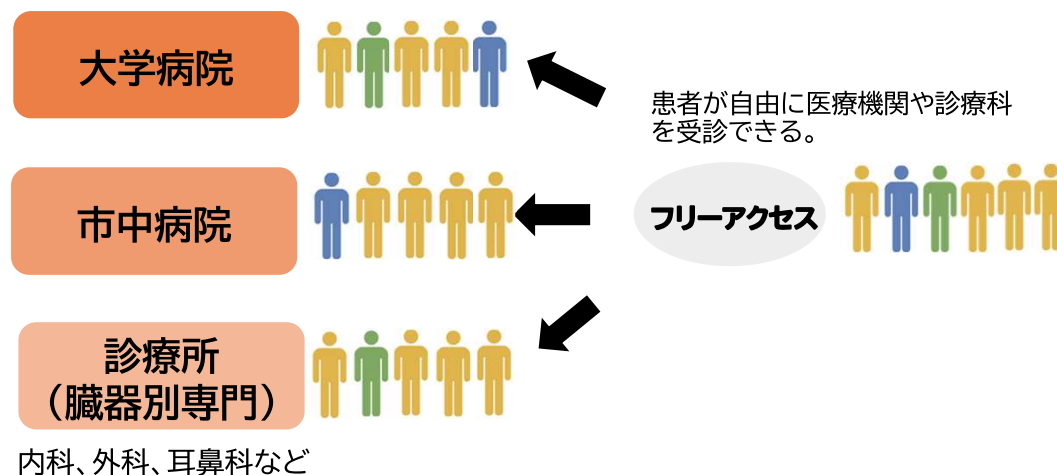
プライマリケアの問題を持った患者

▼医療提供体制の世界標準の仕組み



▼日本の医療提供体制

国民皆保険：国民全員を公的医療保険制度で保障



参考文献「地域医療の経済学 医療の質・費用・ヘルスリテラシーの効果」井伊雅子著（一部改変）

【日本の医療制度が抱える課題】

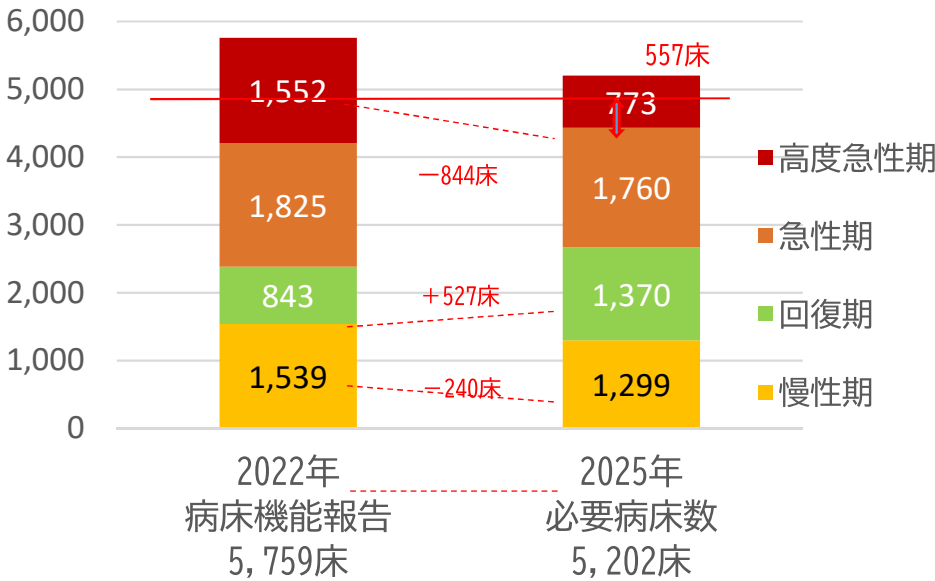
▼個人の健康状態について総合的に診る家庭医がおらず、個人の判断で病院と診療所を選ぶために、個人の健康状態について総合的にケアする体制がない。このため・・・

- ・個人のヘルスケアリテラシーが向上しない。
- ・多疾患患者の全体最適治療が行われない。
- ・ポリファーマシー(多剤併用)の問題が発生している。

保健医療計画・地域医療構想

【静岡県保健医療計画に基づく静岡市の2025年の必要病床数】

- ▼地域医療構想(2017年3月策定)により推計された、2025年における必要病床数は5,202床。
内訳は、高度急性期は773床、急性期は1,760床、回復期は1,370床、慢性期は1,299床。
- ▼2022年の病床機能報告における稼働病床数は5,759床で、2025年の必要病床数5,202床と比較すると557床上回っている。
- ▼一般病床が主となる「高度急性期+急性期+回復期」の2022年の稼働病床数は、4,220床であり、2025年の必要病床数3,903床と比較すると317床上回っている。
一方、回復期病床については、稼働病床数は、843床であり、必要病床数1,370床と比較すると527床下回っている。
- ▼療養病床が主となる「慢性期」の2022年の稼働病床数は、1,539床であり、2025年の必要病床数1,299床と比較すると240床上回っている。



「第9次静岡県保健医療計画 2次保健医療圏版(令和6年3月)」を
基に静岡市保健衛生医療課で加工

1-1-5 医療提供体制

区別の医療資源

- ▼静岡市の人口10万人あたりの医療資源(医療施設、医療従事者、病床)を区別で比較すると、葵区は全国平均を上回っているが、駿河区・清水区は薬局の施設数以外、いずれも全国平均を下回っている。
- ▼静岡県は、「静岡市駿河区」及び「静岡市清水区」を医師少数スポットとして設定している。
(県内では、ほかに9市区町が設定されている。)
- ▼井川診療所、大川診療所、玉川診療所、大河内診療所、梅ヶ島診療所、清水両河内診療所が、へき地診療所に指定されている。

【医療施設数】

	市全体	区別内訳			静岡県	全国
		葵区	駿河区	清水区		
病院	27	16	4	7	170	8,066
一般診療所	502	225	150	127	2,321	92,054
歯科	338	150	94	94	1,713	67,404
薬局	396	168	114	114	1,885	61,910

【人口10万人あたり医療施設数】

	市全体	区別内訳			静岡県	全国
		葵区	駿河区	清水区		
病院	3.9	6.4	1.9	3.0	4.7	6.4
一般診療所	72.4	90.3	70.4	55.0	63.9	73.0
歯科	48.8	60.2	44.1	40.7	47.2	53.4
薬局	57.1	67.4	53.5	49.3	51.9	49.1

全国より多い

全国より少ない

日本医師会地域医療情報システム(2025.1.20更新)
を基に静岡市保健衛生医療課で加工

1-1-6 医療提供体制

【医療従事者数※】

	市全体	区別内訳			静岡県	全国
		葵区	駿河区	清水区		
医師	1,751	1,095	361	295	7,972	323,700
歯科医師	488	225	141	122	2,340	104,118
薬剤師	1,415	690	350	375	6,673	250,585
看護師	7,700	—	—	—	35,953	1,311,687

【人口10万人あたり医療従事者数※】

	市全体	区別内訳			静岡県	全国
		葵区	駿河区	清水区		
医師	252.5	439.2	169.5	127.7	219.4	256.6
歯科医師	70.4	90.3	66.2	52.8	64.4	82.5
薬剤師	204.1	276.8	164.3	162.3	183.7	198.6
看護師	1,126.8	—	—	—	1,003.7	1,049.8

※ 医師・歯科医師…医療施設従事者
薬剤師…薬局及び医療施設従事者
看護師…就業看護師

全国より多い

全国より少ない

厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計」及び静岡県「第9次静岡県保健医療計画(令和6年3月)」を基に静岡市保健衛生医療課で加工

2-1-1 公立病院・公的病院の経営上の課題

現 状

▼病院の開設主体は大きく分けて以下の3つに分類される

	公立病院 (国立・県立・市立など)	公的病院 (日赤、済生会、厚生連など)	医療法人等
静岡市内の 主な病院 (救急告示病院)	静岡県立総合病院 (718床) 静岡県立こども病院 (279床) 静岡市立静岡病院 (506床) 静岡市立清水病院 (463床)	静岡赤十字病院 (465床) 静岡済生会総合病院 (578床) 静岡厚生病院 (265床) 清水厚生病院 (154床) 清水さくら病院 (159床)	静岡徳洲会病院 (419床)

静岡市作成

▼各病院は、静岡県の医療計画に基づく医療（6疾病6事業・在宅医療）を担っている。

医療名 病院名	6 疾病						6 事業						在宅※
	がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	肝疾患	精神疾患	救急	災害	新興感染症	へき地	周産期	小児	
県立総合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県立こども	○			○		○	○	○	○		○	○	○
市立静岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
市立清水	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
静岡赤十字	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
静岡済生会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡厚生	○	○		○			○	○	○			○	○
清水厚生	○						○	○	○				○
清水さくら		○					○	○	○	○			○
静岡徳洲会		○		○		○	○	○	○				○

静岡県「第9次静岡県保健医療計画(令和6年3月)」を基に静岡市保健衛生医療課で加工

・医療計画とは、医療法第30条の4に基づき、都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するものである。

※ここでの「在宅」とは、24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関や他職種間連携の支援を行う病院のことをいう。

2-1-2 公立病院・公的病院の経営上の課題

(前ページの続き)

▼全国の病院における開設主体別の医業損益の前年同月(2023年6月期と2024年6月期)比較では、すべての開設主体で医業利益が2期赤字となり、医療法人を除き赤字幅は拡大していた。
経常利益では医療法人以外の開設主体で2期赤字、医療法人は44万円の黒字から92万円の赤字に転じた。
2024年6月期の医業利益の赤字額では自治体の4,579万円が最大で、経常利益は自治体の2,247万円が赤字額の最大。

病院の開設主体別の医業損益・100床あたりの平均

科目 (単位：千円)	自治体 (n=236) 平均病床数：376				その他公的 (n=153) 平均病床数：367				医療法人 (n=464) 平均病床数：192			
	2023年6月	2024年6月	差引増減	前年比	2023年6月	2024年6月	差引増減	前年比	2023年6月	2024年6月	差引増減	前年比
①医業収益	249,910	243,306	-6,603	-2.6%	263,773	259,043	-4,730	-1.8%	161,684	163,185	1,501	0.9%
②医業費用	283,865	289,103	5,237	1.8%	277,004	274,305	-2,699	-1.0%	164,277	165,496	1,220	0.7%
③医業利益 (①-②)	-33,956	-45,796	-11,841		-13,232	-15,262	-2,031		-2,593	-2,312	281	
④医業外収益	30,825	28,114	-2,710	-8.8%	8,491	4,949	-3,543	-41.7%	4,354	2,734	-1,620	-37.2%
⑤医業外費用	4,469	4,789	320	7.2%	2,324	2,522	197	8.5%	1,314	1,346	32	2.4%
⑥経常利益 ((①+④) - (②+⑤))	-7,600	-22,471	-14,871		-7,064	-12,835	-5,771		447	-923	-1,370	
コロナ関連、水道光熱費の補助金を除く 経常利益 (⑥-(⑦+⑧))	-9,564	-22,720	-13,156		-10,505	-12,902	-2,396		-554	-1,015	-460	
医業利益率 (③÷①)	-13.6%	-18.8%			-5.0%	-5.9%			-1.6%	-1.4%		
経常利益率 (⑥÷①)	-3.0%	-9.2%			-2.7%	-5.0%			0.3%	-0.6%		
⑦コロナ関連 緊急包括支援事業 入金額	1,961	249			3,305	52			945	49		
⑧水道光熱費関連補助金 入金額	3	0			136	15			56	42		

2024年度 病院経営定期調査-最終報告(集計結果)(2024.11.16)の抜粋 日本病院会 ほか

2-1-3 公立病院・公的病院の経営上の課題

課 題

病院の経営については、次の課題が生じている。

▼県の医療計画に基づき、6疾病6事業・在宅医療を担う公立・公的病院の経営上の制約

- ・公立・公的病院は県の医療計画に基づき、救急医療をはじめとする6疾病6事業・在宅医療を担っているため、同医療に関し、不採算であったとしても、基本的には継続する必要がある、経営上の制約がある。

▼病院の経営に係る行政からの財政支援の違い

- ・6疾病6事業・在宅医療を担う公立・公的病院において、公立病院には行政から法令※1に基づく負担金、補助金の制度があるが、公的病院にはない※2。

※1 地方公営企業法第17条の2及び第17条の3、地方独立行政法人法第42条及び第85条

※2 一部、医師・看護師等のリクルート活動、救急・災害医療に係る経費については補助制度がある。

2-1-4 公立病院・公的病院の経営上の課題

▼物価高騰・人件費上昇等による収支の悪化

- ・2024年度診療報酬改定後の急激な物価高騰等を価格に転嫁できず、収入が支出増加(物価高騰・人件費上昇)を補えていない。
- ・他の産業とは異なり、国において治療費等は定められているため、病院は物価高騰・人件費上昇に応じ、自由に治療費等を設定することができない。
- ・また、コロナ禍を契機として、患者数の減少も回復していないことなどの理由により、収支が悪化している。

2024年度の診療報酬の改定内訳

内容		改定率	人件費充当分
1	看護職員等のベースアップ	0.61	0.61
2	医科、歯科、調剤の改定	0.46	0.28 40歳未満の医師等の賃上げ
3	入院時の食費基準額	0.06	
4	管理料等の再編等	▲0.25	
合計		0.88	

厚生労働省の資料「2024年度診療報酬改定と賃上げについて(2024.1.12)」に基づき静岡市作成

対応状況

- ▼救急医療など、6疾病6事業等に係る医療の継続的な提供に支障をきたさないようにするためには、2026年度の次期診療報酬改定までの間、公立病院・公的病院に対し、市として財政的な下支えを行う必要がある。
- ▼2024年度については、委託料等の物価高騰に対して財政的な支援を行った。

3-1-1 救急医療体制等の確保

●各區で医療資源(医療施設、医療従事者、病床)の偏りがある中、市民が必要な時に、適切に救急医療を受けることができるよう、救急医療体制等を確保する。

初期救急医療

▼初期救急医療では、比較的軽症な救急患者への外来診療を行う。

- ①在宅当番医制運営事業
 - ・診療所が当番制により、土曜の午後、日曜祝日の昼間の救急患者を診療する。
- ②急病センター運営事業
 - ・静岡市急病センターが、毎日19時から22時まで、救急患者を診療する。

二次救急医療

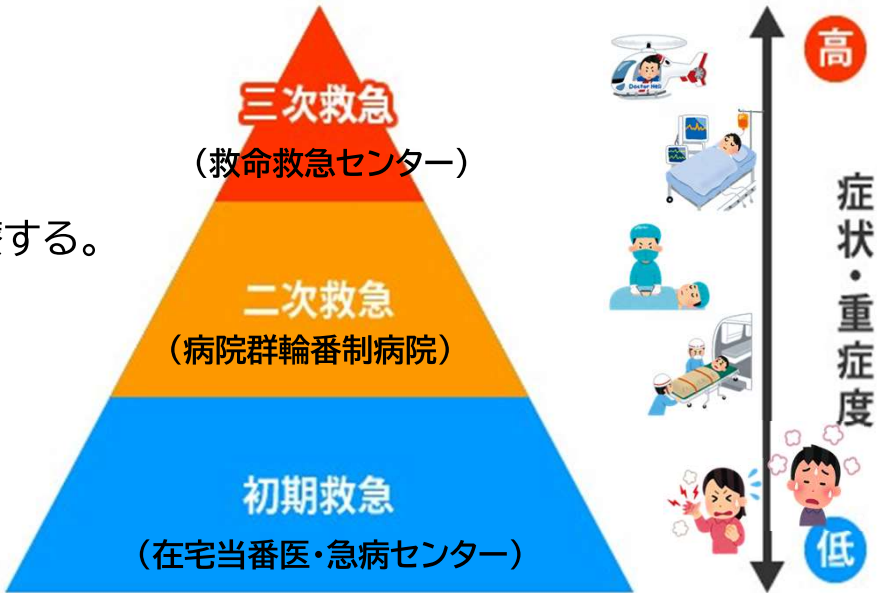
▼二次救急医療では、主に、入院治療が必要な救急患者の治療を行う。

- ①救急告示病院（公的病院事業費助成）
 - ・24時間365日、県の指定を受けた救急病院が、救急搬送による救急患者を受け入れる。
 - ・救急医療等の不採算医療を担っている公的病院の運営経費を支援することにより、救急医療等の確保を図る。
- ②病院群輪番制病院（病院群輪番制運営費助成）
 - ・市内の救急告示病院が輪番制により、休日・夜間における入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れる。
 - 平日：17時～翌8時30分、土日祝：8時30分～翌8時30分

三次救急医療

▼三次救急では、重篤な救急患者(緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等)の治療を行う。

- ①救命救急センター
 - ・救命救急センターとして、県の指定を受けた救急病院が、原則24時間365日、重篤な救急患者を受け入れる。
- ②高度救命救急センター
 - ・救命救急センターのうち厚生労働大臣から指定を受けた救急病院が、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者を受け入れる。



3-1-2 救急医療体制等の確保

救急医療体制協議会などの開催

▼各会議を通じて、救急医療体制に関して、病院や医師会などの関係機関と連携していく。

市の公共施設へのAEDの設置

▼市民の生命を守るため、厚生労働省から通知された、一般財団法人日本救急医療財団の「AEDの適正配置に関するガイドライン」に基づき、静岡市では、公共施設へAEDを設置している。

①24時間使用可能なAED

- ・AEDは、市民の生命に直接かかわることから、24時間使用可能な場所への設置が望ましいと考え、当該ガイドラインの運用に基づき、全庁的に進めている。
- ・特に、運動場や体育館などの心停止のリスクがある場所近くへの設置を優先して進めていく。

②ホームページへの掲載

- ・AEDの公共施設等における配置状況や使用可能時間等について、ホームページへの掲載やオープンデータの公開により、周知している。



【取組の効果】

- ▼各区で医療資源(医療施設、医療従事者、病床)の偏りがある中、病院などの関係機関と定期的に協議、連携しながら、入院を要する重症の救急患者等に対する救急医療体制を24時間365日確保することにより、市民が必要な時に、適切に救急医療を受けられるようになる。
- ▼運動場や体育館などの市の公共施設へ24時間使用可能なAEDを設置することより、市民の大切な生命を守ることが可能となり、安心して施設を利用することができる。

4-1 市立清水病院の経営改善

- 患者数の減少による収益の減少や医師・看護師の確保が難しく、清水病院は赤字経営が続いている。2024年度は脳神経外科・皮膚科の医局派遣の撤退などの要因も加わり、単年度で約13億円の赤字が見込まれる。
- 一般会計補助金に依存した慢性的な赤字経営が続いている現状は、静岡市の財政を圧迫している。こうした状況を改善するため、これまでの延長線上にない抜本的な改革を含め、経営改善に取り組む。

主な取組

- ①地域ニーズを踏まえた清水病院の役割を見直し、医療体制の転換等を検討・実施【経営計画の見直し】
 - ・医療政策アドバイザーからの助言やプロジェクトチームの検討による診療科や病床数、職員配置等の再編及び見直し
- ②赤字解消のための対策を検討・実施【一般会計からの補助金削減】
 - ・2025年度清水病院経営指標(患者数、診療単価等12項目)の設定
 - ・各診療科による収益増加のための取組目標を設定し、病院幹部職員を中心とした毎月の進捗管理
 - ・病院幹部職員(参与、副病院長、診療部長)の業務分担区分の明確化
- ③働きやすい職場環境を目指した業務改善を検討・実施【医師・看護師確保】
 - ・プロジェクトチームによる看護業務実態調査及び業務改善
 - ・採用試験回数の増(看護師)、転職サイトの活用(医師、看護師)、県内外の就職説明会への参加(医師、看護師)

【取組の効果】

▼収益・費用の両面から経営改善を図り、一般会計補助金に依存しない経営ができている状態を目指し、清水地域の持続可能な医療体制を確保するとともに、地域から信頼される病院となる。

5-1 市立静岡病院の再整備

●静岡病院の西館(築38年)その他の施設は老朽化し、故障等が頻発している。加えて、医療の高度化、ニーズの変化に対応するため、建替え再整備を行う必要がある。

静岡病院の果たしてきた役割

- ▼地方独立行政法人静岡市立静岡病院(以下「静岡病院」という。)は、1869年の創立以来150年余にわたり、県中部における高度急性期医療の中核的病院として、市民の健康と生命を守り続けてきた。
- ▼2016年度の法人設立以降は、地方独立行政法人のメリットである自律性、機動性を発揮して、高度化・多様化する医療ニーズに対応し、循環器系疾患領域を中心とする高度・専門医療において県内トップクラスの実績をあげるとともに、救急医療、感染症医療などの静岡市の政策医療においても積極的かつ主導的な役割を果たしている。

静岡病院の再整備

①施設の老朽化

- ・病棟機能のある西館は竣工から38年経過し、耐用年数(39年)が目前
- ・総合病院は24時間・年中無休のため損耗が激しく医療設備の故障や漏水等が頻発

②医療の高度化・ニーズの変化によるスペースの不足等

- ・元々敷地狭隘で手狭なところ、医療技術の高度化・機器の大型化により手術室・検査室・救急処置室など各所でスペース不足
- ・設計自体が古くなり社会のニーズへの対応が難しい
(プライバシー確保、個室化、バリアフリー化等)
- ・改修を繰り返したため、機能の分散、動線の複雑化により、人の動き等が非効率



廊下の幅は狭く、配膳車の脇を車いすが通り抜けるのも困難



大雨の度に浸水 配管からの漏水も頻発

【取組の効果】
▼静岡病院を再整備することにより、静岡病院には引き続き本市における救急・高度急性期医療の中核を担ってもらうことにより、これからも市民の健康と生命を守り続けること繋がる。

6-1 中山間地における医療体制整備

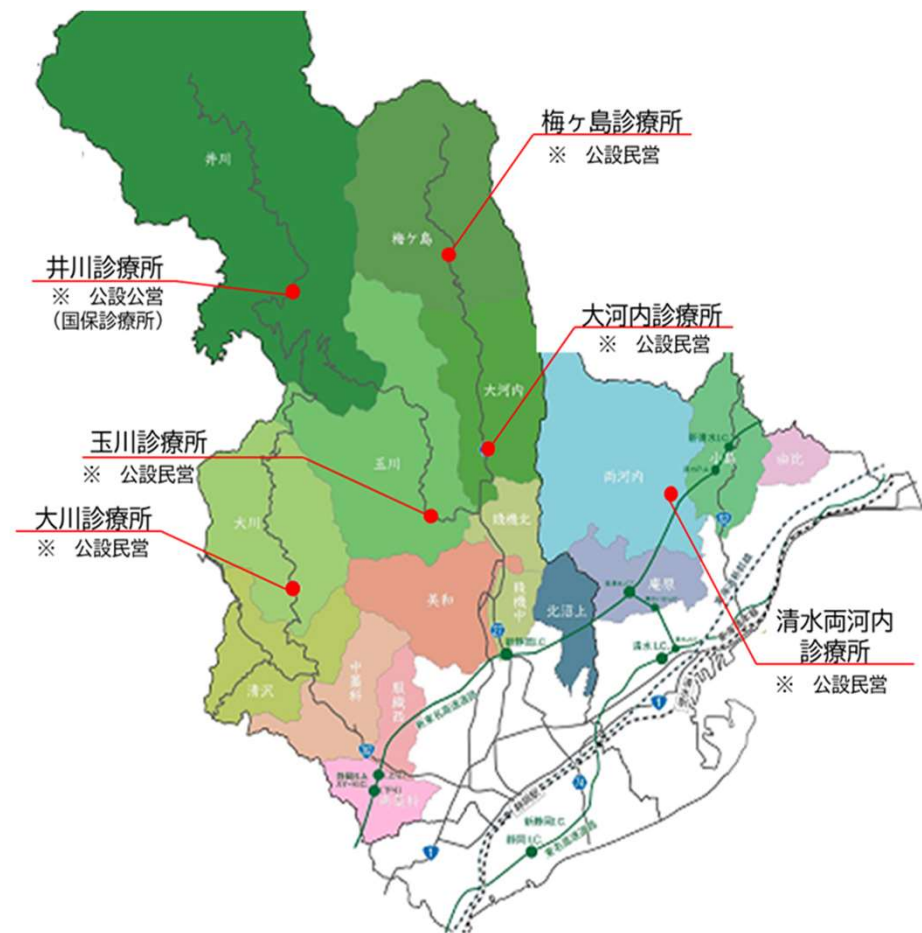
●中山間地地域の住民が安心して医療を受けられる環境を整備する必要がある。

山間地診療所運営助成

- ▼中山間地の医療提供体制確保のため、山間地診療所を6か所設置している。
- ▼公設公営である井川診療所を除く公設民営の5診療所に、運営支援として、山間地診療所運営費補助金を支出している。
- ▼運営費補助金により、中山間地の医師定着を図り、住民への医療を確保する。

大河内診療所移転新築事業

- ▼大河内診療所は、築40年を経過し、屋根などの主要構造に劣化が生じているため移転新築を実施する。
- ▼設計業務委託の実施に当たっては、医師、地域住民等の意見を踏まえた機能性・利便性の高い診療所を建設するため協議を実施しながら事業を進めている。



【取組の効果】

- ▼山間地診療所の運営支援により安定的な診療所運営を継続させ、及び老朽化した施設を適時、更新することで、中山間地域で生活する住民が適時、適切な医療を受けられる体制を整備する。

7-1-1 健康危機管理体制の整備

- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における、多数のけが人等の発生に対し、適切な医療を受けることができるよう、平時からの備えが重要となる。

災害時医療対策事業

①医療救護体制の整備

- ・「静岡市医療救護計画」を作成し、関係者間で共有する。また、初動から迅速に対応できるよう個別マニュアルやアクションカードを作成する。
- ・医療救護施設となる救護所(軽症者)、救護病院(中等症者等)及び災害拠点病院(重症者等)がそれぞれの役割に応じた患者を受け入れる。

②資機材等の整備

- ・救護所で備蓄する資機材を確保する。
- ・病院の被災状況やけが人の調整等が円滑に行えるよう、災害時の非常連絡体制を確保する。

③医療救護訓練の実施

- ・訓練前に、医療関係者や自主防災会、市職員などと事前連絡会や四者会合などを行い、訓練の実施方法や課題等の共有、関係者間の協力連携体制の強化、共通認識を図り、効果的な訓練を実施する。
- ・救護病院などと行政とが連携した訓練を実施し、災害時の円滑な連携体制を確認する。
- ・透析医療機関の透析可否情報伝達訓練を実施し、医療機関から患者まで、必要な情報の提供体制を確保する。



【取組の効果】

- ▼医療救護体制の整備、資機材の整備、医療救護の普及啓発及び医療救護訓練の実施などにより、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時、救護所等の医療救護施設を早期に設置し、医療救護活動を円滑に実施することが可能となる。

7-1-2 健康危機管理体制の整備

●新型コロナ流行の教訓から、新興・再興感染症発生に備え、平時からの予防接種の推進や発生時の体制整備などを定めた「静岡市感染症予防計画」を策定し、2024年度からの6年間を計画期間と位置づけて取り組んでいる。

感染動向の情報発信

▼市内医療機関における感染症発生動向調査に基づく感染状況や、「感染症予報」動画を、市ホームページ等で毎週発信する。

発生時における体制整備、人材育成

▼保健所の体制やIHEAT要員※による保健所支援体制を確立するため、保健所職員等を対象とした新興・再興感染症を想定した訓練や、業務の役割や実践研修を行っている。

※ IHEAT要員とは、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、保健所等の業務支援を行う地域の保健師等の専門職の者。なお、IHEATとはInfectious disease Health Emergency Assistance Teamの略である。

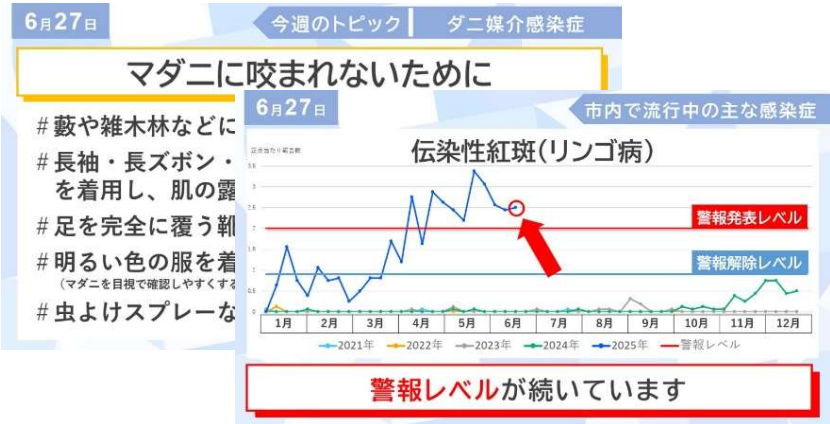
感染症対策協議会の開催

▼医療機関や関係団体、市民委員から構成する協議会を開催し、発生時の体制づくりなど、計画に基づいた事業の検証を行っている。

▼また、発生時において迅速に対処を行うための「静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、コロナ禍の経験を踏まえた改定を2025年度に行う。



▲市民向け周知ステッカー



▲「感染症予防」動画のイメージ

【取組の効果】

▼市や関係機関にとどまらず、広く市民に感染症の動向や基本的な感染症対策を随時発信することで、市民が流行の兆しをいち早く捉えることができ、感染を最小限に抑えるなどの有効な感染対策に結びつく。

▼また、新型インフルエンザ等行動計画の改定により、基本的人権の尊重や市民生活の支援など、より市民に寄り添った対応ができる。

7-1-3 健康危機管理体制の整備

●食は、市民が健康的に人生を楽しむために欠くことのできない要素である一方、ひとたびその安全性が損なわれると、市民生活に深刻な影響をおよぼすおそれがある。このため、食の安全・安心に関する知識の普及と日常的な衛生管理体制の確保が必要となる。

食の安全・安心に関する情報の発信

- ▼Webサイト「たべしずねっと」を公開し、食中毒防止に関する衛生管理や、「食」にまつわる事故に関わるヒヤリハット事例を紹介している。
- ▼事業者や市民を問わず、食の安全・安心に関するポイントなどを分かりやすくコンパクトにまとめたYouTube動画を多数制作して公開している。



リスクコミュニケーションの実施

- ▼小学校等での食の安全教室、市民向けの市政出前講座を実施し、食中毒、食品添加物等への理解を深めてもらい、リスクコミュニケーションを実施している。

静岡市監視指導計画に基づく事業の実施

- ▼食品施設の立入検査、市内製造の食品や流通食品の収去・買上検査を実施し、食品衛生上の安全性の確保に努めている。
- ▼事業者向けの衛生講習会の開催により、衛生知識の普及に努めている。



食の安全教室



営業施設の立入検査

【取組の効果】

▼「たべしずねっと」、YouTube動画を通じて食の安全・安心に関する情報を継続的に発信することにより、市民に必要な情報提供を行うとともに、事業者に対する衛生講習会の実施、監視指導等によって衛生管理体制の確保に努め、食の安全・安心を未来へ継承するまちを実現する。